
平成23年10月6日（木曜日）

出席議員（1名） 議長 後藤清喜君

出席委員（14名）

委員長	星 喜美男 君	
副委員長	及川 均 君	
委員	千葉伸孝君	高橋兼次君
	佐藤宣明君	阿部 建君
	山内昇一君	山内孝樹君
	菅原辰雄君	小山幸七君
	大瀧りう子君	鈴木春光君
	三浦清人君	西條栄福君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町 長	佐藤 仁 君
副 町 長	遠藤 健治 君
会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	佐藤 徳憲 君
震災復興推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
建設課長	西城 彰 君
産業振興課長	佐藤 通 君

産業振興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
総合支所長 兼地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
総務課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員長 事務局長	佐藤 広志 君
-----------------	---------

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤 徳憲 君
-----	---------

農業委員会部局

事務局長	佐々木 三郎 君
------	----------

事務局職員出席者

事務局長	佐藤 広志
上席主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志
主事	加藤 優美子

午前10時00分 開会

○委員長（星 喜美男君） おはようございます。決算審査特別委員会、本日で7日目でございます。皆さんには、ひとつ円滑な運営にご協力くださいますようお願いを申し上げます。

ただいまの出席委員数は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年度決算審査特別委員会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しています。

昨日に引き続き、認定第1号平成22年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

歳出に対する質疑が途中でありますので、引き続き質疑を行います。質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、行ってください。

9款教育費、143ページから168ページまでの質疑を続行いたします。千葉委員。

○千葉伸孝委員 おはようございます。1番です、146ページ、13節の委託料のスクールバス等運行委託料、この辺の3,096万円がありますが、現在、登米市に多くの町民、あと戸倉住民の方が仮設に住んでいますが、その辺の子供たちの通学に関しての経費が、昨年度よりも大幅にふえていると思うんですが、どれぐらいの増加を町としては見込んでいるのか、その辺わかればお聞かせください。

あと、154ページ、ここですと学習向上対策費としての報酬として、外国語指導者ですね、助手報酬ということで731万円、これ計上されています、昨年。そして、ことしも引き続きこの辺の助手としての町としての採用はあるのか、その辺お聞かせください。

あとは、保健体育費ということで、スポーツ教室講座とか体育振興員謝金とありますが、これスポーツ少年団の方の部分だと思いますが、現在スポーツ少年団の運営状況ですね、何団体が活動して、何人ぐらいの子供たちが被災後活動しているか、その辺わかれば報告してください。

あと、平成の森、164ページ、委託料の平成の森の指定管理委託料があります。そして、この中で、平成の森のグラウンド、ここをスポーツ少年団の方でサッカーとかそういった形で使われていると思うんですが、その辺のグラウンドが仮設建設となって、子供たちのサッカーという活用ができなくなった状況下でのグラウンドの活用の管理委託、この辺がどうなっているのか、まずその辺お聞かせください。

○委員長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） では、1点目、スクールバスの関係ですけれども、22年度の決算で3,096万円ほどになっておりますけれども、22年度までは従来どおりの学校統合等に係るスクールバスという形になっておりますけれども、今年度は、震災を受けて学校の位置を変更したとか、それから通学路が危険だということでの安全対策上の配慮をしたというふうなことでございまして、23年度は当然22年度に比べて大幅に増加をするわけなんですけれども、23年度の今のスクールバスの態勢としては、そういった今のところ、ほぼ全児童生徒を対象としておりますので、今現在、今年度の現在の予算は7,500万円ほどになっております。実は、今議会の補正にもまた計上を提案させていただいておりますけれども、現在7,500万円というふうな予算については、その震災対応のそういった通学路の安全確保というふうな部分は、一応9月までの予算だったものですから、現況を見る中でまだ9月、当然9月過ぎましたけれども、まだスクールバス運行をやめる状況にはないということで、一応今年度いっぱいまでは現在の送迎態勢を維持しようというふうなことで考えてございまして、そうしますと、今年度のスクールバスの総費用額は約予算上1億1,000万円ほどに今なる予定でございまして。そのうち、その震災対応での通学路の安全面を確保した部分については、約4,000万円ぐらいになるかと今計算をしておりますし、あとは、戸倉小・中、あとは名足もですけれども、学校移転に伴う分については3,400～3,500万円ぐらいになるのかなというふうなことで、あとはちょっと計算上、この区分けが難しい部分があるんですけれども、実は志津川もですけれども、小・中同じバスをピストン輸送している関係で、例えば志津川中の従来のスクールバスの中に、震災対応での小学生も乗せているというふうな部分もありますので、ちょっと明確にすっかり区分するのが難しいわけなんですけれども、ただ今申し上げました大まかな区分で申し上げますと、今のような額となる予定でございまして。

それから、2点目の外国人英語助手ALTですけれども、22年度も2人のALTを採用してございまして、23年度、現在もですけれども、これは任用の更新が8月、7月末で8月に更新をするんですけれども、今現在も2人でございまして。8月の更新の段階では1名だったんですが、急遽、本当は継続する予定のALTが急遽帰国したということで、その分の穴埋め、ちょっと時間かかった部分がありまして、実は10月、今週から2人目のALTが配置をされまして、今現在は2名の、従来どおり2名の態勢となっております。以上でございまして。

○委員長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） スポーツ少年団の活動状況ということでございますが、資料の方の112ページにもございますが、現段階ですべての少年団、人数的には少ない団体もありますが、活動を行っております。いろいろなその少年団に対する支援が、野球の場合だとその甲子園ですか、夏の甲子園の招待とかいろいろな形で、あとはグローブとかそういうものの支援という形でいろいろ支援されていて、活動もそれに合わせてようやく軌道に乗ってきたというふうなことでございます。学校の開放事業につきましても、そういう形で1週間ほとんど埋まるような感じで、すべての施設で現在行っているような状況でございます。それで、スポーツ少年団の結団式も早くやらなきゃならないんですが、全体のですね、そういうことで、今月中にやることで話はしていますが、それが出ないとちょっと全体の数といいますか、ちょっと把握しきれないところがあるので、そういうことでございます。

それから、平成の森の、現在は使えるのが野球場だけなんでございますが、野球場でいろいろな形で、スポーツ少年団からいろいろなそのスポーツ団体、野球だけでなく活用するような形で、今後は伊里前小学校の運動会もたしかやるような話も来ていますので、そういう形で、野球場しかないの、そこを活用したいというふうに考えております。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 やっぱり、スクールバスはまだまだ予算がこれからもたくさんかかると、この予算というのは、やっぱり延びれば延びるほどたくさんかかるというような現実があると思うんです。やっぱり一日も早い、志津川、南三陸町から離れた仮設に住んでいる人たちを早く戻すことによって、町のこういったスクールバスの支出とかその辺も削減できるのかなと。ですから、この辺でやっぱり一日も早い避難されている方の、やっぱり町へ戻す政策を町の方ではとっていかなければいけないなと思います。限られた予算の中で、いつまでも災害に対しての交付金がつくということが私はないと思うんです。そういった面でも一日も早いそういった戻せる活動をよろしくお願いします。

あと、英語教師の件ですが、ことしも2人確保すると。こういった状況の中で、今水産業がきのうもテレビでやっていましたが、なかなか厳しい状況があります。なかなか魚が数揚がらないと。そういった状況の中で、秋サケの方が何とか順調に動いているんですけれども、そういった形でも、これからはやっぱりTPPを含め海外に目を向けないといけないような状況にあり、どうしてもやっぱり日本語的な英語ではだめだというような英語のスタイルを、私も同級生の、海外で活躍している同級生があるものですから、やっぱり日本語の英語じゃだめだと、やっぱり生の、海外の英語がやっぱり必要だと、そういった面からも、この辺の

外国人の指導者そして生の指導者の英語は、中学校でもどんどん続けていってほしいと思います。とりあえず2名の確保ということで、この辺は大変だったとも思いますが、先生方の、日本にとっては地震、津波というのは当然のようなところもありますが、外国人の方はやっぱり津波、地震、その辺は大きな心配の種だと思いますので、その辺の来てくれる先生方のケア、その辺もひとつ教育委員会の方でお願いしたいと思います。

あと、スポーツ少年団ということですが、私も現在戸倉剣道の方で指導しているわけなんです。戸倉地区、在郷地区、在郷地区は多くの方が亡くなっています。そして、私の指導している子供たちの祖父母、たくさん亡くなっています。そういった形の中で、多くのケアがないとなかなかスポーツ少年団にも戻れないというような現実を、私は今肌で感じています。そして、親御さんたちもやっぱり精神的にびりびりしているような状況もあります。そういった中で、この間1回目の練習会を開きました。何とか保健福祉課の方で志津川中学校の道場から物資を搬出、保管してもらいまして、何とか戸倉剣道スポ少を志津川中学校の武道館で何とか練習始めることができました。ただ、その中で出たのは、どうしても同級生と一緒に学ばせたいということで、やっぱり善王寺の方にどうしても通わせたいという親御さんがいました。その親御さんは、今入谷地区の方に入っているんですが、スクールバスが最初は観洋だったはずなんです。そして、観洋までご自身が送って行ってそれから、そこからスクールバスでというような形ありました。今は、そのスクールバスが、ちょっと私も情動的にまだ入れていないんですが、志津川小学校か駅前か、そこに来たと思うんです。そして、入谷から自転車で今のバス停、スクールバスが来るところまで来ていると、なかなかその辺のスクールバスの対応が、さっきの予算もありますが、なかなか大変だと思うんです。やっぱりそういった一人一人の安全、被災された方のケア的なものを考えれば、入谷とか、一人でもやっぱりそういった運行というのは必要なのかなと思います。そういった形で、スクールバスの一人の方でもケアする形を何とか行政の方でとれないか、その辺お聞きします。

あと、きのうの話ですと、遠くの方でスクールバスがない方に、その補てんするお金の分が何かあるというような形聞きました。そういった形が適用はされないのか、その辺お聞きします。

あと、平成の森の関係に関しては、野球場が残ったので、グラウンドを使えない、多分サッカーの部分は野球場を活用してやっているというような形だと思います。どうしても学校に多くの仮設が建った関係で、野球関係がどうしても練習できないと、あと、戸倉地区の野球

は、前は松原グラウンドでやっていたんですが、その辺の関係が今どこでやっているのか、わかれば教えてください。一応その辺お願いします。

○委員長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） それでは、スクールバスに関するご質問でございますけれども、スクールバス、先ほど申し上げましたけれども、今年度は非常に大きな費用が要するという事で、先ほど申し上げた安全対策、学校の位置変更等々のそういった臨時的な対応もありまして、さらに今年度は、その通常夏休みにはスクールバスは運行しないんですけれども、夏休み期間中も子供たちが避難所もしくは仮設住宅の環境ということで、あとは中学生については夏休みも部活をするというふうな部分がありまして、夏休みもそういった子供たちの対応で、今年度は特別スクールバスを運行したというようなことで、かなり費用が膨らんでおります。そういった財源的な分については、前にもお話ししましたけれども、戸倉小・中についてはNGOの支援がいただけるということで、戸倉小・中のスクールバス送迎の費用については、NGOの方からの財源支援、100%ではないにしても、そういった財源支援が得られる状況となっておりますし、あとは、今年度このような部分で、国においてもある程度の財政支援をするというふうな話は伺っておりますけれども、まだ具体的な話はありませんので、通常の補助制度に加えたそういった支援制度があるというふうな、まだ具体は決まていませんけれども、そういう話も伺っております。今委員の質問で、そういったスクールバスの配置について、そういった個々に対応できないかというふうな部分の話でございますけれども、いろいろ戸倉のコースにならず、そういった個別の要望はありまして、なるべく可能な限りそういった対応はいたしております。今委員おっしゃったケースについても、私存じ上げておりますけれども、今現在は戸倉の善王寺に行く町内発のバスは観洋から発着しておりますけれども、その発着の観洋のバスを今、入谷発にして、市街地を通過して善王寺に行くというような、今そういった段取りを進めているところでございますので、今委員おっしゃった部分のご懸念も、それで解消されるのではないかなというふうには考えております。以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 戸倉小学校の野球スポーツ少年団は、善王寺の方で練習しております。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 済みません、そうですね、善王寺に行っていますから、善王寺小学校の方ですね。グラウンドも広いとは言えないんですけども、その中で元気に活動していることと私は思います。教育課長の方には行って、いろいろな子供たちの状況を伝えて、なかなか方向性が決まらないということで話はされているんですが、今回の特別委員会の中で3小1中ですか、そっちの方に方向性を切ったというような話、昨日されましたが、昨年住民との懇談会、戸倉地区に私行きました。そして、そのときに、お孫さんが小学校、中学校に通っておられるということで、1中3小、その辺を発言しました。やっぱり、そのときに地域の方々は、戸倉小学校、戸倉中学校、やっぱり愛着あります。そして、戸倉中学校に関しては、できたばかりということで、なかなか1中3小には向かわなかったという現実がありました。それ昨年のことだったと思います。しかしながら、現実は今被災に遭いました、戸倉地区ならず南三陸町全部が。その中で、戸倉小学校がもう壊滅的な状況で、戸倉中学校においては2階の手すりまで海藻がぶら下がるぐらいの津波を受けました。そういった新しい方向に向かう時期が、私は来たのだと思います。そして、子供たちに幅広い教育と、多くの子供たちと一緒に学習する機会が、来年度からはそれを考えてもいいのかなというふうな時期に来ているんだと思います。財政的な面、あと教員の報酬関係もいろいろあります。そういった考えでは、24年度から戸倉小学校、戸倉中学校が志津川に統合される、そうするといいのかなと、戸倉小学校はまた別にしても、戸倉中学校は志津川に統合されて、部活もたくさんあります、そして多くの子供たちとも一緒に勉強できます、そういった形の環境をつくっていくべきと私は思います。きょうは教育委員長の阿部さんが来ているので、教育委員長の考えをその辺聞きたいと思いますが、どうでしょうか、お願いします。

○委員長（星 喜美男君） 教育委員長。

○教育委員長（阿部東夫君） 戸倉小・中学校については、昨日も教育総務課長の方から24年度の考え方については申し上げたとおりでございます。したがって、私たち委員会としても、正式議題ではなく、いろいろ情報交換といいますか協議をいたしましたけれども、やはり統合、戸倉中学校の統合につきましては、きのう課長が申し上げたとおり、いずれ統合するという方向にはなっておるわけですが、ただ、この震災によって統合するというふうな形ではやはりいけないのかなと、このように思っております。したがって、やはり統合する、いわゆる廃校にするということにつきましては、やはり地域の方々の考えもお聞きしなければなりませんし、もちろんご父兄の方々はそのとおりでございますが、そんなことで、やはり24年度のそういう方向につきましては、やはりこう早いのかなという考え方を持っており

ます。したがって、きのう申し上げたとおり、24年度につきましては戸倉小学校、中学校として、志津川小・中に校舎を間借りをしてそれぞれ学校運営を行うと。したがって、24年度中に、そういう方向性につきましても関係機関といえますか、で協議をしながら、もちろん町の考え方もあるわけでございますが、そして今回は特にこの新しいまちづくり計画の関係もございまして、それらと整合性をとりながら進めていきたいなというふうなことで思っております。以上です。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 はい、一応わかりました。きのう課長さんが説明された内容と大体同じだということで、やっぱりどこが一番大切かといえば、やっぱり子供たちだと思います。やっぱり子供たちの精神は、今とにかく大変な状況にあります。そういった中で、町の方向性とか、その辺がぐらぐらしていることが一番私はいけないと思います。24年度に関しては、もう統合は無理だと、ただ、やっぱりそういった議論を教育委員会の中でどんどん深めていって、子供たちが一番よい環境に進む方向で、できれば熱い議論を交わしてもらいたいと思います。ただ、今現在、学校、子供たちは動いています。来年度のことを考えると、志津川中学校、どんどん人数も若干はふえていますが少ない中で、やっぱり同じ学校で生活していて部活がやりたいんだけどこの部活に入れないと、そういった面は柔軟性を持ちながら、できれば戸倉中学校、志津川中学校連合軍みたいな形を組織できるような体制づくりを教育委員会の方にはお願いしたいと思いますが、その辺の可能性的なもの、課長どうでしょうか。

○委員長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 部活動ですけれども、戸倉中学校、来年志津川中学校の校舎を間借りするわけでございますけれども、そういった人数が少なく、自分の思う、希望する部活に入れないというふうな部については、非常にそういう、なるべく好きなものを選べるような選択肢を与えたいというふうに思いますけれども、その辺、中体連自体は学校連合チームで参加をしても別に構わないわけでありまして、あとはその現場の先生方の判断によるかと思うんですけれども、すべての部活を連合するか、あとはその種目によって連合するか、その辺については、あとは学校現場の判断だと思いますけれども、そういった一緒に戸倉中と志津川中の生徒と一緒にそのクラブ活動を行うという部分については、それはあり得る話だと思います。以上です。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 できれば、連合チームということでつくって、のびのびと勉強、スポーツに励んでもらうような環境づくりを教育委員会、町にはお願いしたいと思います。

あと、先ほどちょっと聞かなかったんですが、164ページのこの平成の森とあとスポーツ交流村の管理委託料、やっぱり震災によって環境が随分変わりました。それによってこの管理委託料のこの額も、基本的には変わっていくのか、その辺お聞かせください。

○委員長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） ベイサイドアリーナ、平成の森ですね、指定管理料、指定管理施設ですが、震災対応ということで22年度分ですね、これもそんなに額的には、水道光熱費とか何かというようなことでは、電気料とかありますけれど、額的にはそんなに変わりなくて、別個に新たなその震災対応用の物流の拠点とか避難所対応とか、そういう経費が出てきたというふうなことなので、そんなには23年度につきましても額的にはそんなに変わらないというふうな状況でございます。収入が若干、今もトレーニング室とかそういうのは免除したりなんかしていますので、自主事業とかそういう面での収入が若干少なくなるが、管理費自体はそんなに変わらないというふうな状況でございます。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 今の説明ですと、機能がいろいろな形として従来どおりの活用されているから、金額的には変わらないと。ただ、やっぱり使われなくなった場所とかがあると思うんです。その辺のやっぱり管理委託料は、基本的には使わなくなった部分の管理がなくなった分、その辺管理委託料が減るのかなというような私は考えていましたが、その辺どうなんでしょうか。

あと、今回被災して、戸倉小中学校が善王寺に行ったわけです。そして、来年の4月からは、今度南三陸町に帰ってきます。そして、その決定をしたのがやっぱり町長だと思うんです。そして、とりあえず被災したということで、学校を善王寺に移転しました。そして、それに伴って家族も生活主体が登米市に移りました。そして、その時点でその近辺に仮設の生活を選択しました。そこに選択した時点では、善王寺は登米市にあるので、横山、あとイオンですか、その辺に親御さんたちも一緒に暮らし、そして学校に通わせていました。戸倉地区の方で、スクールバスが毎日1時間ぐらいかけて善王寺に行っているわけなんです、そういった人たちを除けば、そういった人たちが今度は逆の形になると思うんですね。そういった意味合いをもつと、早くやっぱり仮設から南三陸町に連れてくる算段を町として、町長としてしないといけないと思うんです。そういった観点から、町長はいつぐらいに善王寺の小学

校に入れたことによって戸倉地区の地区民ならず南三陸町の地区民が南方の方に住んでいますが、そういった形をいつごろを想定にして南三陸町に造成を図り、居住地をここに設け、公営住宅を建て、その辺のいつごろをめどにしているのか、復興計画の上でというような話は毎回聞いていますが、町長の考えでいいです、復興計画は復興計画でわかりました。多くの議論が復興計画でもありますが、町長の考えをお聞かせください。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 個人の考えというよりも、何回も申し上げますが、我々は復興計画に乗ってこの後の南三陸のまちづくりを進めているわけですので、個人的な考えということであれば、一日も早くこちらの方にお戻りをいただくということが、私の個人としての思いであります。しかしながら、復興住宅の問題等々ございますので、その辺で一定の期間がかかるということはやむを得ないというふうに認識をいたしております。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 今、町長個人の考えと言いましたが、私は常々どこに行っても、あんた個人じゃないんだよと、もう公人なんだから、しっかりしたことをやっていかなきゃいけない、やっぱりしっかり調べて伝えてくれというような形を言われています。町長として、行政のトップとして、自治体の長として、南三陸町の長としての考えを聞いています。お願いします。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 明確にお話しさせていただきますが、一日も早くお迎えをしたいという思いについては変わりはないと。

○委員長（星 喜美男君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 さっきも何回も言っています。町民は町の方向性を一番聞きたい。そして復興計画、これもいろいろな今議論がされていますが、なかなかその復興計画、7メートルかさ上げ、17メートルかさ上げ、大規模造成、その辺が果たして本当にできるのかというような議論が、今全国でこれ議論になって、全国でというか、この被災地で議論になっていると思います。そういった中で、できれば私は本当に町長が、2年をめどに何とかしてあげたい、その上で一日も早くというんだったらわかるけれど、一日も早くというのは、5年後、7年後たっても一日も早くやってこの結果ですというのは、やっぱり町民は納得しないし、町長の考えにはついていけないと思うんです。もう最後にもう一回だけ、これで終わりますので、町長もう一言お願いします。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いずれ、計画におきましても、2年後以降にはそういった復興住宅の建設ということが明確に打ち出されております。そういう形の中で、今町外にお住まいの方々をお迎えをしたいというのが我々の考えでございます。

○委員長（星 喜美男君） 鈴木委員。ちょっとお待ちください。生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 千葉委員からの、その指定管理施設の現在使われていない施設、ベイサイドでいえばアリーナとか、平成の森の方でいえば仮設の建った林間広場といいますかあの辺ですが、いろいろ指定管理者との年度協定、基本協定、さらには週報ということで、細かく毎日その点検といいますか掃除するやつとか、週に1回、何回とか、月に何回とか、いろいろその施設によってありますので、それらをあれしますと、そんなに額的にその違ってくるといこともないし、1年に1回とか2回とか、そんな点検とか、そういう施設によってはありますし、さらに、そのベイサイドのアリーナとか何かにつきましては、文化ホールもですが、常にこう幾らでも早く使用できるような状態に今後その点検でも整備でもするような形になりますので、そんなには額的には変わらないのかなというふうな感じでございます。

○委員長（星 喜美男君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 私も教育費の中から二、三お伺いいたしたいと思います。私は、その付表の中からお尋ねしておきたいと思います。104ページあるいは105ページ、109ページあたりを、順を追ってご説明をお願いいたしたいと思います。

まずもって、前者と関連するわけなんですけれども、その中学校費の中で、中学校費の絡みもあるので、その中からお尋ねしておきたいと思います。1番は、統合の問題なんですけれども、あるいはその統合は時期を見てということでございますけれども、とにかく24年度に向けて町へ戻すということだったんですけども、教育長がいない後で教育総務課長に大変ご苦勞をかけているなというような思いの中で質問ですから、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

一言で言って、なぜ新年度から統合ができないかということをお尋ねしたいと思います。なぜ新年度から統合ができないか。それから、そのもう一つは、中高一貫教育の推進事業あるんですけども、小中一貫教育も考えられてはどうか。それは、地域の要望もあって、学校をなくすということは容易でない話でございますけれども、既にそういう地域もございますので、この決断の時と言わせてもらうならば、やはり新年度から私は統合に踏み切ってもらいたいなという思いがいたします。町長の答弁もあるいはご出席を願っている教育

委員長の考え方も十分ご理解は出るんですけども、そういう中であって、やはりこの辺を
考えてもらいたいということが1点でございます。

それから、社会教育費の中の109ページです。文化財保護活動の推進の項で、今回被災を、
文化財指定されているところで、指定されています神社、仏閣とか史跡、そういったものの
被災状況、その辺をお聞きしたいと思いますし、それから、復興に当たってのその対応策、
その辺お願いしたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 戸倉中学校の統合の件でございますけれども、先ほど委員長が
申し上げたこの言葉に尽きるのでございますけれども、24年度からという形になりますと、
この震災後このような、言葉がちょっと悪いですけども、どたばた状況の中で即統合とい
う話を持ちかけていいものかどうかというふうな部分がございます、やはりそれについて
は、24年度は見送るべきだというふうな話が教育委員会での話し合いでございまして、先ほ
ど申し上げました24年度は単独校として学校運営をするというふうな、そういった話になっ
たわけでありますので、ご了解をいただきたいというふうに思います。

それから、今委員おっしゃった小中一貫校の関係ですけども、この辺については、私余り
詳しくはわからないんですけども、教育課程の特例校ということで、そういった制度上の
指定を受けて小中一貫校ということで学校運営をするというふうな、そういった制度上のも
のがあるんですけども、これの指定を受けるためには、さまざまな要件がありますので、
そういった要件をクリアできて初めて小中一貫という形になるんですが、そういったことが
果たして南三陸町の学校現場として効果的なものなのかというふうな部分については、これ
はよく検証してみないとわからないと思いますので、今この段階ではちょっとはっきりはま
だ申し上げられないというような状況でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 文化財の被災状況でございますけれども、国、県、町、それぞ
れ指定文化財ありまして、国の方からいいますと、その魚竜館、魚竜化石ですね、その関係
とか、もうかなり被災して、ほとんどやられてしまったというような状況でございます。そ
れから、県の方の関係では、荒沢神社の紺紙金泥大般若経が水没しまして、それで、これに
ついては多賀城の歴史博物館の方で修復作業といいますか、そういうのを行っていますし、
太郎坊につきましても、8月中にその除塩といいますか、樹木医の指導を受けながら、枯れ
ないように活性するための処置を施して、ほぼ大丈夫だろうというふうな段階で復旧をして

ございます。そのほか、大雄寺の杉並木とか、あるいは戸倉の天女塚、あるいは犬塚というふうなことで、かなりにわたって有形、無形、その他史跡含めて埋蔵文化財含めてかなりの被災箇所があるので、これらについてはふるさと雇用を活用しながら実態調査を今後して、どのような形で修復するか調査をしたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（星 喜美男君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 意見を言うと、受け取り方によるんですけれども、追求ばかりしているように受けとめる人も中にはいると思うんですけれどもね、例えばその中学校費の中で、こういうことが文言的に書かれているんですよ。人間形成のために重要な時期であると、中学生時代において学習面はもとより、この次なんですよね、情操面において生徒の豊かな人間性の育成を目指してやってきたというふうに書かれているんですけれども、つまり、初期対応になるんですけれども、米山、善王寺へなぜやらなければならなかったかと、この情操面ということですよ、お互い子供たちは教育面だけでなくして、南三陸町の生徒として、児童として、いかにこの連携をとりながら自分たちが成長していく、あるいはこの地域を復興させることに一番重要なおれは時期だろうと、つまり、復興、発展、こう3段階に分けているんですけれども、復興、発展にいくまでに中学生は何歳になると思いますか。16歳で卒業したならば、10年ですから26歳、町のまちづくりの中心的な活動をしている青年になっているわけなんですよ。そのときに、やっぱり結束、団結してやれるというのは、この中学の時の、中学生の時のあるいは小学生の時の子供たちのつながりですよ、つながり。人間社会なんて、すべて人間のつながりで成り立っているんですよ。支援してもらっているんですよ。そういうことを大切に私はしてもらいたいと、そういう私は考えから、この中学校の統合はいち早く（「鈴木委員、マイク寄せて」の声あり）やってもらいたいと、そういうふうに思います。

それと、小中一貫教育の話でございますけれども、さまざまな要件が満たされないと、なかなかそこへ踏み切るのは容易ではないという課長のお話でありますけれども、その要件を満たすような努力をすれば、あるいは出るのかなというような思いで、その出るのかなというのは、財政を考えるとなかなかその文科省で学校建てるのに100%支援していただければいいんですけれども、なかなかそういうことには国の財政も財政だし、南三陸町の財政も財政ですから容易なことではないと。もし、できたらそういう方法もあるんじゃないかなという考え方が、私の小中一貫教育に対する質問でございます。この辺もひとつ考えていただきたいなど、そういうふうに思います。要するに、統合は24年度にできないかと、結論です。この件について町長の考え方あるいは教育委員会の考え方、お願いいたしたいと思います。

次に、文化財保護委員会の件でございますけれども、さきにも委員会の中でお話ありました、例えば歌津魚竜館のこと、大雄寺の杉並木のこと、そういったような、あるいは天女塚ですか、戸倉でいったら天女塚、犬塚のこと、やっぱりそういうような復興対策、あるいは既存の場所へ再興するのか、あるいはこの辺も高台移転にして保存を考えるのか、その辺この文化財保護のための考え方としてお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 戸倉中学校の統合の問題でございますが、基本的には、先ほど教育委員長お話をさせていただきました。これは教育委員会としていろいろ種々検討していただくというふうに思いますが、いずれにしても、入谷中学校が志津川中学校に統合した際、振り返ってみますと、多分5年か6年かかってございます。方向性が定まった後にも、入谷地域の皆さんはそれぞれの地域でもう1回詳しく説明会を開けということで、教育委員会と私、何回も地域に足を運んで説明会をさせていただきました。その結果として、入谷中学校と志津川中学校が統合ということになりました。やはり、私は統合ということにつきましては、地域の皆さんのお声をしっかり受けとめる必要があると、また、そういう考えの中で、やっぱり今回の場合は少なくとも地域の皆さんのお声もまだ聞いてもない段階で、あと半年後に統合ということについては、これは早急すぎるだろうというふうに私は考えてございます。

○委員長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 私の方から、小中一貫の関係ですけれども、先ほども申し上げましたけれども、そういった指定校として認めてもらうためにはいろいろな要件があるということをお知らせしましたが、県内でも登米市の教育委員会で、2校ほどこういった特例制度を適用している学校がありますけれども、まずその要件をクリアするという前に、果たしてこの南三陸町でこの制度を取り入れた方がいいのか、より効果的なのかというふうな部分については、ちょっと学校現場とも少し議論してみないとわからないと思いますので、この辺については今後の課題ということでよろしく願いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 文化財、被災状況を踏まえて調査をとりあえず早急にして、それでどのような保存方法なり、いいのか、文化財の方の審議会の方もなかなか開催できないような状況なので、審議会の方とも協議しながら、その結果をもとにどういう保存なりしていったらいいのか、今後検討したいと思います。

あと、魚竜館とか国の文化財については、文化庁の方の支援措置といいますか、そういうのもありますので、そういうの等もいろいろ活用しながら、復旧・復活に向けて取り組んでまいりたいというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 ご説明で理解しないわけでもないんですけれども、やはり、そういう経過を見ながらその判断をしていきたいというようなお話でございますけれども、やはり統合問題等々には、そういう地域とのコンセンサスを図りながら経過を見てやらなければならないことは重々わかるんですけれども、今回の場合は、震災によって早急な対応が求められるわけなんです。そういう中で、従来と同じ考え方では少し先に進まないのではないかなというような思いでございますから、もちろん学校関係となれば文科省の関係もあることだろうし、そういうような対応策にしても、十分まだとられておらないと思うんですよ。だから、震災によって壊滅的あるいは将来そこへ建てることできないとすれば、当然高台というふうな形になっていくわけですから、3年先、5年先を考えてやるというよりも、即取り組まなければならない課題だろうと。特に中学生の場合は、高校受験等々も考え合わせると、これこそ早急な対応策だろうというふうに思いますので、その辺をよく考えながら取り組んでいただきたいと、復興に向けて取り組んでいただきたいと、そんなふうに思います。

それと、文化財の関係なんですけれども、文化財でも、例えばです、町指定の大雄寺の参道の杉並木でございますか、いまだに震災後の状況であるわけなんですけれども、もしなんかその材料にでもしなくてはならないかなというようなときには、あの辺もその文化財指定をしてきて保存してきた中でございますから、やはり用材として用立てるならば、今のうちに切らないと役に立たなくなるんですよ、材料というものは。そういうようなことの支援も考えながら、やっぱりやってほしいと思いますし、魚竜館にしろあるいは天女塚にしろ、観光立町も考えてやってきたわけでございますから、そういうような意味合いでは、やはりこの辺の考え方も、将来そういう震災、津波に遭わないような場所に移転するとかして始まらなければならない案件ではないかなというような思いの中で、この質問をさせていただきましたので、ぜひその辺をお願いしたいと思います。やるべきだというふうに思いますが、この辺、いま一回お願いします、学校の関係とあわせてです。

○委員長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 戸倉中学校の統合の件ですけれども、繰り返すようで大変申しわけないんですけれども、いずれ24年度については単独校として学校運営をするということ

で、教育委員会としてはそういった方針を出しておりますので、ご了解いただきたいと思
います。あと、その後の問題については、従来そういった統合に係るその時間的なもの、3年、
5年というふうな話がありましたけれども、これからもそのスタンスを踏襲するというわけ
ではなくて、その辺については今後早めにその辺の検討は、教育委員会でもすべきかなとい
うふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 大雄寺のスギにつきましては、所有者の方とも協議しながら、
かなりの部分用材になるというふうなことで、それで伐採料は何とか賄えるというふうな話
でもありましたので、今後その用材になるように早めの対応といたしますか、その辺も所有者
の方と相談しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

あと、天女塚とか犬塚とか、その辺の場所等も今後実態調査を踏まえて、高台がいいのか、
どのような、どういう形で支援したらいいのか、文化財保護委員会の方とも協議しながら進
めてまいりたいと思います。魚竜化石についても、国の方の支援もたしかそういう制度もあ
りますので、そういう制度を活用しながら進めてまいりたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 気になることが一つあるわけです。記憶の中をたどれば、入谷中学校を統合し
たときは本会議にかけて3カ月で決定したんですからね。それだけです。

○委員長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時12分 開議

○委員長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。山内孝樹委
員。

○山内孝樹委員 140ページのこの中学校費、教育費で、この中学校費の中で1点伺いたいと思
います。避難場所として各中学校、小中学校もそうですが、体育館等いろいろこう避難とし
て利用させていただいたわけですが、その後物資も兼ねて資材等すべて取り去ったの
か、この点を1点。いいですか。（「140ページ、付表」の声あり）はい、付表、関連があり
ますので。ごめんなさい。

それから、先ほども伺ってございましたこの155ページの文化財保護費の中で文化財の件につ
いて、私も重複する点があるかと思いますが、この点を伺いたいと思います。この文化財の

保護活動ということで、今回の震災に当たりまして、先ほど生涯学習課長がこの文化財に当たる被害状況、国、県、町を含めて53カ所、それから国指定が2カ所、そして遺跡等が96でしたかね、この被害状況を文化財保護委員立ち会いのもとに現況を調査確認をしてこられたのかどうか、この1点。それから、文化財保護地区指導員による現地現況確認調査ということで、この指導員というのは文化財保護委員が兼ねて行っておるのか、この点を伺いたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 各学校施設の体育館につきましては、今のところ名足小学校に冬物の寝具類をまだ若干残しております。それ以外につきましては、すべて通常の体育館として使っております。あと、戸倉の中学校の体育館、そちらにつきましても備品類を今のところ置いております。以上です。

○委員長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 文化財の方の被害状況については、職員では調査一部したんですが、今後すべてにわたってするために、文化財保護委員さん方の指導は得ますが、実際の調査は指導を受けながら今後やっていくというふうなことで計画しております。

○委員長（星 喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 体育館には、名足小学校か戸倉ですか、残っていると、私のちょっと不足たるところが、敷地内にまだこうプレハブ等とか残っておるところがあるんですけども、歌津中学校、前に伺いましたね、当局はそちらを関知していないということで、司直の手にあったということを含めて伺ったんですけども、その信憑性というものはどこまでわかりませんが、まだ歌津中学校等にはこの2間半、2間半ほどのプレハブがまだ置かれております。この中を見ますと、ガス器具類ですか、厨房のその機材が入っておるんですけども、なぜこれを取り去らないのか、撤去しないのか。これは当局とは関係があるのかないのか、これをちょっと不足した点加えてもう一度お伺いします。

それから、文化財保護委員の現地調査は、保護委員として委員会としてはまだしていないということでよろしいんですね。それから、文化財保護地区指導員のこのパトロールということなんですけれども、これは文化財保護委員が兼ねて行っておるのか、構成はどのようになっておるのか。それから、先ほど保護委員の審議会かな、これは文化財の保護委員会の会議とはまた違うものか、その点をもう一度お伺いしたいと思います。

それから、質問は何回まででしょうか。

○委員長（星 喜美男君） 原則3回です。

○山内孝樹委員 ですね。それでは、その、ちょっともしかすると超えるかもしれませんが、そこら辺お許しをいただいて簡明に進めてまいりたいと、このように思います。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） プレハブにつきましては、被災当初から相当数NPOあるいはNGOから寄贈いただいたというようなものが、まだ場所によってはそういうふうにより若干残っているところがございます。歌津中学校につきましては、それは厨房用のいわゆるNPOからプレハブとして寄贈していただいたものだと思うんです。それで、今歌津中学校にある部分につきましては、その厨房器具等をほかで使いたいというようなところがあるものから、それをすべて撤去した後に別な場所に移動したいと、そういうふうを考えております。

学校によりましては、やっぱり部活の部室に欲しいとかというところがございます、もしそれが可能であればというようなことで、そちらに転用しているところもございます。ただ、歌津中学校の今のその部分に関しましては、その後うちの方で今調整をしておりますが、できればうちの方の倉庫として使いたいと、そんなことに考えておりますので、その調整をしている段階というようなことでございます。

○委員長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 先ほど文化財審議委員会と言いましたかね、それはすいません、間違いです。文化財保護委員会の間違いでございます。

それから、文化財保護委員会として、特にその被害調査とか何かというのは、まだ文化財保護委員会、開催もなかなかできなくて、していないような状況なので、これも早急に開催しなければならぬんですが、そういう状況でございます。

それから、地域指導委員は、文化財保護委員の中から選ばれた方というふうなことでございます。はい。

○委員長（星 喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 学校の敷地内にあるこの件は、ではこれから手を加えて移動させるということで了解をしました。

それで、文化財保護委員の方ですが、まだ委員会の方ではこの現地の調査をしていないということでありました。先ほど、昨日ですか、この神社、仏閣ということで12番議員もお伺いをしていました点ですが、未指定のこの文化財、なかなか各地区において、この被害に遭って、きのうのその同僚議員も伺ったように、手を加えられないといったところが、困窮し

ているところが往々にしてかと思いますが、この点、指定されているところにつきましては、国のいろいろな制度を使って、手を加えていきたいということですが、やはり一つ町の課題となるかと思うわけであります。それで、また振り返すようですが、防災庁舎のこのモニュメントですね、最終的には町長の方から撤去するというお話でしたが、このようなモニュメントもそうですが、これは何よりでしたが、未指定のこの神社、仏閣等の配慮も、それと加えて、あわせて取り組むべき点ではないかなと、私はきのうのその質問の中で思ったわけがあります。これを、この点生涯学習課も含め合わせて、町長にお伺いしたいわけですが、それから、文化財の方で、これ歌津魚竜、2番議員も伺った点ではありますが、これは今管理をしているということでありましたね。それで、ということではありますが、私かつて一般質問で伺った、この歌津魚竜よりも古い地層から発掘された唐島のこの化石、魚竜化石の件なのですが、その後この研究発表とあわせてということでお答えをとどめておりますが、その後どのようなこの大学院生の研究発表とあわせて当局に情報を提供していただいておりますのかどうか、これを伺いたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 未指定の文化財につきましては、今後まだ調査をしていないということですので、今後調査をして、それから文化財保護委員会の皆さんといろいろご相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 歌津魚竜化石につきましては、現在東北大の方の総合学術博物館、そちらの方で保管していただいて、それで、こちらの受け入れ態勢といたしますか、一応民俗資料館、歌津中学校のですね、あそこをちょっと整理してといたしますか、ちょっと置くかどうかにも実際に調べてみないとわからないんですが、そこに保管したいなというふうに考えております。それに対するいろいろな支援とか何かの話もありますので、それらを活用してそこに保管したいなというふうに考えてございます。

それから、唐島のマストドンザウルスの件ですが、これは一応特に情報としてはないんですが、その東北大のササキ先生、総合学術博物館の主任教授ですが、その先生に話をしましたところ、ちょっと調べてみますというふうなことで、それきりになっているんですが、なおこちらでその後の状況等を聞きたいと思っています。

○委員長（星 喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員　これで最後にしますが、国内最古の化石ということで、新聞等また報告を受けておるかと思うんです。その後、何の進展性もないというか、なかなか町自体も余り関心がないのかというのが私のとらえ方でありました。この町の取得する点、島は町の所有であるということで伺ったわけで、伺ったことがあるわけですが、それこそ今後この復興とあわせて、この私どもの町にありますこの文化財、一度失ったものはもとに再生できることは不可能でありまして、この管理も兼ねて、そして今申し上げた国内最古という貴重な化石がありますからして、これから後々の復興とあわせた観光にも結びついていくのではないかとということで、私は伺ったわけでありまして。この点につきましてどのようにお考えか、もう一度佐藤町長にお伺いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長（星　喜美男君）　佐藤町長。

○町長（佐藤　仁君）　今、生涯学習課長お話ししましたように、東北大学の方からいろいろな情報を得なければいけないということでございますし、ご指摘のとおり国内最古というふうなことで言われております。そういった意味合いを持ちます貴重な我々の町の文化財だというふうに思います。そういった意味におきましての保存のあり方とか含めて、いずれ大学の先生方とご協力をいただかないと、なかなか難しい部分があるというふうに思いますが、いずれしっかりと情報をいただきながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

○委員長（星　喜美男君）　菅原委員。

○菅原辰雄委員　154ページの負担金、補助金の中で、中体連大会出場補助金154万なにかしとあります。今、中体連で県大会に出場するという事は、地区大会があると思うんですけれども、今どのようなあれで大会をして出ていくのか、さらには、どういう種目でどういう成績を上げられたのか、それで154万円で本当に足りたのか、個人負担等があったのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（星　喜美男君）　教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君）　中体連の補助金でございますけれども、昨年度154万3,000円ということなんですけれども、これについては県大会に出場した場合ということになります。その補助の基準としては、一応交通費については、公共交通機関を使った場合実費というふうなことでありますし、あとは、宿泊については1人1泊6,000円、あとは宿泊を伴う場合の栄養費として1人1,000円を補助しておりますので、県大会出場する場合の、ある程度本人負担も当然若干は発生するのかなというふうに思っております。県大会については、当然この地区の大会を勝ち上がったチームが行くわけでありまして、気仙沼本吉地域の中体連という

ことで、この気仙沼市と南三陸町の学校からの選抜ということで勝ち上がったチームが中体連に参加をしたということをございまして、具体的にどの種目が行ったかまでは、ちょっとここには把握しておりませんが、ちなみに21年度の決算と比べると、かなり金額が少なくなっておりまして、県大会への出場種目が若干当町では少なくなっているというふうな、そういった状況でございます。

○委員長（星 喜美男君） 菅原委員。

○菅原辰雄委員 前年度より少なくなったということでございます。それは活躍していないというところとちょっと語弊があると思うんですけども、前年より大会出場の機会が減ったということではよろしいかと思えます。以前、歌津中学校の剣道部ですか、東北大会だかで秋田県とか行って、それに補正を組んだような記憶もございます。何が言いたいかといえば、いろいろ頑張っている子供たちですので、できるだけ個人負担というところ、大した負担もないかとは思いますが、いろいろ大変だと思うので、やっぱりこういうのは子供たちの生きがいとかやる気を起こさせるためにも必要な分野でございますので、ぜひできれば地域を代表し、また気仙沼本吉地域を代表していく子供たちですから、負担のないように安心して行けるような環境づくりが大事だと思うんです。今度の予算編成に当たっては、少しこの辺も含みを持ったような方向で対応していただきたいと思えます。個々の成績についてはわからないと思いますが、あと後日これは調べればわかることではございます。要は、こういうふうな今、特にことしは震災で、いろいろ部活動等もできていないのがこの地域だけでないのは承知しておりますけれども、いろいろ頑張っている子供たちの将来のためにも、こういう枠をもっと広げていくべきだと思います。この辺を教総課長、再度お願いして終わります。

○委員長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 費用の調整については、一応要綱に規定してございまして、補助を支給しているわけではございますけれども、実際に手出しがどれくらいあるか、その辺は一応調べてみないとわかりませんが、その辺を調査しながら、この今の補助金の額が適正かどうかというものについては今後検討していきたいというふうに思っております。

○委員長（星 喜美男君） ほかに。三浦委員。

○三浦清人委員 きょう、この土地の無償の賃貸契約書の配付ということ、早速出してもらって、私もこの一般質問で、この団体のこともいろいろと質問しておる関係から、この契約内容、土地の無償の契約内容というものの内容を知りたくて提出をしていただきましたけれども、借り受け者、借り受け人が代表がこれ同僚の議員さんの名前になっているのは、まさか

なっているとは思わなかったものですからね。これから質問するんですが、そばにいられたのではなかなか質問しにくい点もあるので、もし委員長、本人から退席・除席の申し出があるならば受け付けてもらって、そうしていただいた方がいいのかなという感じがするんですが、いかがですか。

○委員長（星 喜美男君） 菅原委員、申し出をいたしますか。（「しません」の声あり）

では、三浦委員、質問を続けてください。

○三浦清人委員 それでは、なかなかそばにいたのでは質問しにくいものですから、半分ぐらいにしたいと思います。そこで、この団体の運営の目的というのはどのようになっておるのか、その辺をまずお聞かせください。

それから、これは公民館費になるのかと思うんですが、関連するんですが、今仮設住宅に何か所か集会所という名目での施設があるわけですが、先般9月の30日ですか、実は私もきのうお話を聞いて驚いたんですが、中瀬町の仮設の集会所において、議員と住民との懇談会が開かれたと。その中で、参加した議員が7名であったと、案内をもらってね、案内をもらって参加した議員が7名あったと。それで、その冒頭から話の内容が、そのゴルフ場跡地の土地取得の内容の話が出まして、賛成、反対の議論になったと。それで、その参加した7名中5人の議員が賛成に回った、土地取得についてのですね、特別委員会で。それで2名の方が反対に回った議員で、非常にその追及されるような大変な思いをしたと、なぜ反対したんだというような話になったということで、きのう全員協議会で報告を受けまして、一体何事だということに今なっているわけです。その主催者というのが行政区長だと、同僚議員もその地区の選出している議員も司会進行役をやりながら案内もしたということで報告になっていますが、一体これは何事だということなんですね。町長これは知っていたんでしょう。何かあなたが指示をしてやったような感じも受け取られるんですが、そういうことができるんですかね。その行政区長さん、名前は私わからないから、その同僚議員から聞いたら佐藤徳郎さんだということで、町長と何だ同級生だというんじゃないの。それで、この方いろいろきのうからその話を聞いて、なんか町長選挙の時に行政区長をやっていたために、選挙運動が、あなたの選挙運動ができないから、一度行政区長をおやめになったと。それで、あなたが当選した後、また行政区長あなたが指名して委嘱しているんだというふうな話なんですが、そういう方がですよ、とにかく土地の跡地の取得の件で、反対に回った議員をとっちめるようなやり方は、それは一体何事だということなんですよ。まだ本会議で結論も出ていないさなかですよ。何ですか、このやり方は。それで、そこにはNHKの記者、このトレーラーハウ

スに出入りしていた記者もそこに行っていたと、新聞記者1人だと、新聞記者か何かわかりませんが、そしてほかの記者さんたちから聞いたら全く知らなかったと、ほかの報道機関。何なんだろうということなんですがね。どうなっているんですか一体。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） まず、第1点目の林際小学校の土地契約の目的と用途というふうなことでご質問でございます。それで、地域特産物等活用型総合交流促進施設というふうなことでお貸しをするというふうなことの内容になっております。以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは明確に申し上げておきますが、私は今初耳でございます。集会所でそういう集会有ったということは、私は存じ上げておりません。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 これは二つ一緒に質問したものですから、まず、この施設ですね、旧林際小学校運営事業組合の施設で、その活動型とかいろいろな目的があるということで今お話がありましたけれども、一般質問でもお話ししましたように、この団体ですね、その3.11の震災の時に、町民の方々がその避難所がなくて困っていたときに、ここを町民のために解放しないで、警察とかそういった団体に有料で貸して、言葉は悪いかもしれませんが金もうけに走った団体なんですよ。無料で避難民を入れるとお金になりませんからね。だから、そういった団体、団体といっても人が形成しているわけですから、こういう人たちの教育というものをどのようにしていったらいいのか。考えられますか、町内の住民が避難していたときに、困っているときに入れなくて、ほかの団体に金をとって入居させたということに対してどう思いますか。こういう方々の教育という根本なから直さなきゃならないと思うんですがね。教育委員会として、教育委員会でこれから教育をし直すといったってなかなか難しいですよ。社会教育としてどのような指導をしていったらいいのか、その辺です。

それから、その中瀬町の会館での懇談会、町長は全く知らなかったというお話ですが、知らないという根拠もないわけです。指示を出した、出さないという根拠にもないわけです、証明するものがね。ただ、考えられるのは、2名の方々が追求されたわけですから、その方々が考えを直して、本会議で賛成に回って喜ぶのはあなた方ですよ。そうじゃないですか。2名の方々が特別委員会では反対でしたけれども、あなた方の、あるいはその団体からの圧力で屈して、負けて、本会議で賛成に回ったときに、よく思うのはあなた方じゃないですか。私はそう思いますよ。果たしていいんですか、こんなことをやって。それで、この佐藤徳郎

さんという方なようですが、行政区長さん、それで、行政区長としてこういうその会を設けて、今議会で議論をしているさなかに、議案として出ているさなかにですよ、行政区長がそういうのを主催して、そういう内容の懇談会なり、どういう内容か名前はわかりませんが、住民懇談会という名称でしょうけれども、中身が懇談じゃなくて追及の話し合いだと、話の場だというふうには聞いています。果たしてそういうのが行政区長として適正な役職なんですか。私は不適切だと思いますよ。それで、この佐藤さんという方の名前、どこかでおれ見たことあると思って、ちょっと見たんですがね、4月の12日、震災後ですよ、旧鱒淵小学校、これ登米市ですね、栗原になっているのかな、旧鱒淵というと、登米、登米だね。旧鱒淵小学校にこれ避難した方々が115名いるんですね。そこに阪神・淡路の方々、関西の経済人といってもいいのかな、その方々が義援金を持って行ったんですよ、115人分。そのときに受け取った代表者が佐藤徳郎さんということで、私これは控えてあったんです。どこかで見たかなと思ったんですけれども。同一人物かどうか私わかりませんけれどもね、同一人物かどうかわかりませんが、行政区長だということでこの字を見たときに、鱒淵小学校で115人の代表として義援金を受け取ったと。それで、ここが果たしてどうかわかりませんが、いろいろと後で問題になっていることもあるわけです。もらったとかもらわないとか、配付したとかしないとかということもあるんですがね。この方がその方かどうかわかりませんが、いずれにしても、この行政区長としての仕事として、そういうことができるのかどうか。これは担当総務課長ですか、管轄は、どうですかその辺。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 区長さん方と議員さん方の懇談会がどういう経緯のもとで行われたのか、私今、きょう質問によって初めてわかりましたけれども、事前にそういう区長さんと議員さん方の打ち合わせはあったと思いますので、その中でその会の目的、会議の目的とか、そういったものは事前に話し合われたのではないかなというふうに理解しますが、その辺全くわかりませんので、ただ、区長さん方がそういう議員さんとのそういう町政懇談会といいますか、そういうことを持つ分については、これは全く区長さん方、あるいは行政区の皆さんの要望だと思いますので、その辺は特にその問題はないかと思います。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） 旧林際小学校の件でございますけれども、3.11におきまして警察署、ご存じのように流出をしたわけでございます。その後、入谷公民館におきまして警察機能というふうなことで設置をしておいたわけでございますけれども、その後手狭にな

ったというふうな話も承っております、林際小学校の方に警察機能を移転したというふうなことで内容を聞き及んでおります。以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 いずれにしても、住民の避難所としては解放しなかったわけです。避難された住民の方のために使ったのではなくて、有料でお金をとってそういった団体に使わせたと、あげくの果てには仮設住宅も建たなかった、ここにね。最初は議会の方にも、この場所に仮設住宅建てますよと報告になっていたわけだ。我々もまた入谷の住民の方々も、ここには仮設住宅が建つんだということでしたけれども、それもしなかったと。この賃貸契約書を見ますと、11条の2項に（2）に、公用または公共用地に供するためには土地を必要とするときは契約の解除ということもうたっておりますのでね。別にここに貸さなければならない、ぜひ貸しておかなければならないというようなことはなかったわけです。ああいった大惨事の起きた場合には、やはり住民のために使うことが大事ではないかなというふうに思うんです。この借り受け人の代表の名前を見て驚きました。我々議員の同僚だとは夢にも思っていなかった。土地を無償で借りていたり、家族があるいは所属する団体が町から補助金をもらっていると、やはり当局から丸められても仕方がないと、丸められても仕方がないよなど、そんな今思っております。もし、私もそういう立場になっていたならば、やはりそうなるのかなと、議員の最大の職責であります牽制、批判、監視、これはまあできなくなってしまうだろうと、思いますし、町長が白だと言ったならば、幾ら黒く見えても白と言わざるを得ないだろうと、何のための、だれのための議員だろうという、悩むことがあるだろうというふうに思います。その辺に、この件につきましてはやめておきます。

そこで、総務課長担当ということで、やっぱりよくないですよ。行政区長さんがそういうことで段取ってやると。呼ばれた方々については、呼ばれた方がちょっと聞いたら、中身についてはただ懇談会だということで行ったらいいんです。だから、普通のその仮設住宅に住んでいる方々の希望とか困っていることとか悩みとかという話が出るんだろうと思って行ったならば、もう冒頭からその土地に対するなぜ反対みたいな話がどんどん来て、嫌な思いをしてきたと、無勢に多勢というんですか、もう余計なことを語らないで帰ってきたというんですがね、言われっぱなしで。きのうは主催といいますか進行役をした同僚議員から、大変2人の議員に対しては不快な思いをさせたということで謝罪がありましたけれどもね。謝罪がありましたけれども、これはやはり町長、何ですよ、よくないですよ、こういうやり方は。あとでその議会で、本会議で土地の問題、議題として出すんですが、出るんですが、だから

とって丸められる方と丸められない方がいますよ。そのお二人の方がそんなことされたからって賛成に回るとしたら大間違いですよ。わかりませんが、これは、人のことだから。他人の私が語ることはないかと思うんですが、だと思っんです。ただ、当局のその考え方ね、せこい考えだなど。そんなことをしてまで、なぜそこまでしてまで土地を購入しなければならないんだらうと、またクエスチョンマークがさらに大きくなってきた。クエスチョンマークが。この辺で、毎回、毎日、毎日膨大、大きくなっていくクエスチョンマークが、さらにまた、この辺でとまるのかなと思っっていたら、さらにまた大きくなっていった。なぜなんだらうと。この件に関しましては、またさらに特別委員会が設置されまして、議論になるかと思うんですが、二度とこういうことのないように、町長の方からも執行部の方からも各区長さんたちに通達していただきたいと思っんですよ。調べて、聞いて。どうですか、その辺。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 冒頭に町長が、そういった事実は全く知らなかったということで否定していますし、私もけさそういう三浦委員の質問によって、初めてそういうことが行われたということを知ったわけでございます。先ほど申し上げましたが、一般的に区長さん方が町政懇談会を、議員さんをお呼びしてやるということは常々あることでございますので、私はそういった一連の中での会議だったのではないかなというふうに理解しています。ただ、結果的にそういう、今お話しのようなことがあったということでございますので、これは区長さん方とよくこれからそういう、特に当該区長さんとは相談をさせていただきたいというふうに思っんです。

○委員長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、9款教育費の質疑を終わります。

ここで、昼食のための休憩を行います。再開は1時10分といたします。

午前1 1時5 2分 休憩

午後 1時0 6分 開議

○委員長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

10款災害復旧費から12款予備費まで、167ページから170ページまでの質疑を行います。ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、10款災害復旧費から12款予備費の質疑を終わります。

以上で、歳出に対する質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対し反対討論の発言を許します。三浦委員。

○三浦清人委員 22年度の決算、一般会計の決算の討論ということでもありますから、反対の立場からの討論をいたしたいと思います。

ご案内のとおり、今定例会に提案されました22年度の一般会計の決算審査であります。この決算に関しまして監査が行われたわけであります。我が町の条例では監査が、監査委員は2名であります。監査委員1人で監査をしたということになっております。法律上は1人でも監査はできるということになっておりますが、条例では2人が行くと、監査委員は2人だということになっております。そういった中で、1人での監査は果たして適正なのかどうか、適正というか法律ではいいことになっておりますが、果たしてその監査が正常というか、常には2人で行うわけでありまして、今回は1人で行ったということでありまして、その信頼性といいますか、果たしていかなものかなということ、非常に信頼が薄らいでいるということでありまして、この一般会計決算につきましては、私は賛成しかねると、認定の賛成はしかねるということから反対するものであります。

○委員長（星 喜美男君） 次に、本案に対し賛成討論の発言を許します。菅原委員。

○菅原辰雄委員 私、菅原は、本案に賛成の立場から討論をいたします。平成22年度の予算は、目的に沿って適切に執行されており、なおかつさまざまな努力の結果、黒字決算となっております。さらには、それらを1億1,000万円を基金繰り入れをしております。よって、私は本案に賛成をするものであります。

○委員長（星 喜美男君） 次に、本案に対し反対討論の発言を許します。ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を起立により採決をいたします。

認定第1号を原案のとおり認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（星 喜美男君） 着席してください。起立多数であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第2号平成22年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成22年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） それでは、平成22年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を申し上げます。

決算書172ページ、173ページをお開きをお願いいたします。

歳入でございます。1款国民健康保険税の収入済額は7億4,993万8,247円で、前年度よりプラス1.2%であります。不納欠損額につきましては4,386万4,256円で、前年度よりプラス144.9%でございます。これは、滞納整理等が進んだためにプラスになっているということでございます。収入未済額につきましては2億4,611万4,160円で、前年度よりマイナス4.2%であります。

2款使用料及び手数料の収入済額は、前年度よりマイナス9.5%であります。

3款国庫支出金の収入済額は、前年度よりプラス2.3%であります。1項国庫負担金の収入済額は、前年度よりプラス5.9%であります。2項国庫補助金の収入済額は、前年度よりマイナス7.0%であります。

4款療養給付費等交付金の収入済額は、前年度よりプラス6.9%であります。

5款前期高齢者交付金の収入済額は、前年度よりマイナス11.1%であります。

6款県支出金の収入済額は、前年度よりマイナス1.8%であります。1項県負担金の収入済額は、プラス13.6%でございます。2項県補助金の収入済額は、前年度よりマイナス3.5%であります。

7款共同事業交付金の収入済額は、前年度よりプラス10.4%でございます。これは、高額医療共同事業分が増になったことによるものでございます。

8款財産収入の収入済額はマイナス85.7%で、大幅な減になった原因は、利率の減によりまして利息が減ったというふうな理由でございます。

次に、9款繰入金の収入済額は、前年度よりマイナス31.4%であります。1項の一般会計繰入金の収入済額は、前年度より31.4%のマイナスでございます。これは、21年度においては8,000万円の基金繰入金がありましたけれども、22年度では基金の繰入金がなかったために、大幅なマイナスとなっております。2項の基金繰入金は、そういうわけでゼロとなっております。

それから、10款繰越金の収入済額は、前年度よりプラス323.0%であります。これは、年度間の差ということで、大きな増となっております。

次に、174ページ、175ページをお開きをお願いいたします。

11款諸収入の収入済額は、前年度よりマイナス31.5%であります。1項延滞金及び過料の収入済額は、前年度よりプラス34.2%であります。これは、延滞金等の増加が主な原因でございます。2項町預金利子の収入済額は、マイナス45.4%でございます。これは、利息の減によるものであります。3項受託事業収入の収入済額は、マイナス54.2%であります。これは、特定検診が社会保険分が別になったためによる減となっております。4項雑入の収入済額は、前年度よりマイナス60.1%でございます。これは、国保介護従事者処遇改善特例交付金の減が主な理由となっております。

歳入合計の収入済額は、前年度よりマイナス1.3%であります。歳入は以上でございます。

次に、176ページ、177ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費の支出済額は、前年度よりプラス0.3%であります。1項総務管理費の支出済額は、前年度よりマイナス0.3%であります。2項徴税費の支出済額は、プラス5.3%であります。3項運営協議会費の支出済額は、プラス63.4%であります。

次に、2款保険給付費の支出済額は、前年度よりプラス1.0%であります。1項療養諸費の支出済額は、前年度よりプラス1.0%でございます。2項高額療養費の支出済額は、プラス3.2%であります。3項移送費の支出はございません。4項出産育児諸費の支出済額は、前年度よりマイナス24.6%であります。これは、件数が大幅に減ったということでございます。5項葬祭諸費の支出済額は、プラス5.3%であります。

3款後期高齢者支援金等の支出済額は、前年度よりマイナス11.9%であります。

4款前期高齢者納付金等の支出済額は、マイナス45.9%であります。これは、老人保健会計が20年度で廃止となっているために大きなマイナスとなっております。

5款老人保健拠出金の支出済額は、前年度よりマイナス98.8%でございます。これは、今申し上げましたように、老人保健特別会計の廃止によるものでございます。

6款介護給付金の支出済額は、前年度よりプラス7.2%であります。

7款共同事業拠出金の支出済額は、前年度よりマイナス1.5%であります。

8款保健事業費の支出済額は、前年度よりマイナス11.9%であります。1項特定検診等事業費の支出済額は、マイナス17.2%であります。

次に、178ページ、179ページをお開き願います。

2項保健事業費の支出済額は、前年度よりマイナス3.4%であります。

9款基金積立金の支出済額は、前年度よりマイナス85.7%であります。これは、利息の減が主な要因であります。

10款公債費は、支出はございませんでした。

11款諸支出金の支出済額は、前年度よりマイナス53.5%であります。1項償還金及び還付加算金の支出済額は、マイナス62.4%であります。2項繰出金の支出済額は、プラス9.6%であります。

12款の予備費は、支出はございませんでした。

歳出合計の支出済額は、前年度よりマイナス1.8%であります。

歳入歳出差し引き残額は7,513万8,017円で、前年度よりプラス23.1%であります。うち、基金繰入金の額は4,000万円で、昨年度と同額となっております。

説明は以上でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。大瀧委員。

○大瀧りう子委員 3点ほど伺いたいと思います。

収入のところ、180ページから181ページのところで、毎年収入未済額ということで、かなり出ています。それで、非常に今現実を考えると、これはますますふえてくるんじゃないかなという私は気がいたしております。それで、ちょっと伺いたいんですが、この国保会計のときに、所得割、均等割、資産割、そういうので計算されると思うんですが、この大災害で資産が流出しまして、資産割のところにはどういうふうにか入れないんじゃないかなと思うんですが、その23年度の、今22年度でやっていますが、23年度はそのままだと思うんですが、今後国保税の計算方法、資産税はどうしても入っていけない状態になってくるんじゃないかなと私は思いますので、その辺の考え方を1点お聞きいたします。

それから、今そういう、今この災害に当たりまして、大分国保税減免されている部分がありますが、これは私こう見ましたら、今年度、23年度3月までだということなので、その後どういうふうな考え方を持っているのか、2点お伺いいたします。

それから、189ページの雑入のところ、国保会計従事者処遇改善臨時交付金というのがありますが、これはどういうものなのかお聞きしたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） それでは、お答えいたします。まず、1点目、収入未済額の今後の見込みということでございますが、ここ数年は、実は収入未済額少しずつ減ってきております。それで、滞納整理をした中で、執行停止以後3年を経過するものなどが、今後またふえてまいりますので、それによってこの未済額は減るものと思われませんが、ただ、この23年度に限ってなんですけれども、6月定例の条例の、減免条例のときにも触れたと思うんですけれども、滞繰分どころかその現年分の徴収の方が果たしてどこまで行けるのだろうと、そういったことを考えますと、やはり委員ご指摘のように、未済額が現年分、23年度分として少しふえるのではないかというふうに思っておりますが、いずれにしても、まだその3月まで納期限がございますので、もう少し状況を見守りたいというふうに思っております。

それから、資産割の部分でございますけれども、今年度につきましてはご承知のとおりなんですけれども、土地に対するその評価の部分につきましては、まだその国の方ではっきりとした評価がえの部分については出ておりません。いずれ近いうちに、そういった市街地などの浸水区域に対する取り扱いをどうするのかというようなことが明確になると思いますので、その時点ではっきりしてくるというふうに思います。

それから、減免分についてですが、23年度の3月分、3月以降、要は来年以降についての見通しですけれども、これもまだ県の連合会の方からは指示が来ていないんですけれども、恐らくもう1年ぐらいいはこの形が続くのではないかというふうに推測はされますけれども、ただ、はっきりとしたその通知が来ておりませんので、明言はいたしかねます。

それから、最後の189ページでしたか、国保の介護従事者処遇改善の特例交付金でございますが、これはかつて介護従事者の人件費を上げるために、介護報酬を引き上げた時期があったようでございます。それによって、国民健康保険税の税の上昇を招かないように、それを抑えるための国からの交付ということで、特例の交付金という形でこの金額が入っているというような内容でございます。

○委員長（星 喜美男君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 大変、確かに22年度、少しいろいろ努力されて未済額が減ったということは、私も覚えております。しかし、本当にこういう災害において、かなり22年度の今課長おっしゃいましたように収入もどこまでいけるかと、そういうことで心配しているわけですが、23

年度も今こういう状況なので、大変ここ何年かそういう状況が続くのではないかと思います。それで、今、私提案しました、お尋ねしました資産割をこの国保税の中に入れるかどうかという問題も、私たち出てくると思います。今、課長の方針、説明ですと、まだ国の方からはっきりした評価が出ていないと、土地に対してね、そういうことでどうなるかわからないというお話でしたけれども、これは明らかにもう土地はないわけですから、使える土地がないわけですからね、こういう点で資産割の方向ではどうなのかなと、私こう懸念されています。ぜひ、これは本当に考えてほしいなと思っています。使える土地がなくなったのに税金に上乗せされる、税金にそれが入っていくということは非常に不本意だと思いますので、その辺もう一度よく国に対しても、そして町当局としても考えてほしいなと思っております。

それから、減免の期間、確かに6月定例会で23年度3月までということ提示されています。1年ではとてもこの状況は改善されないと思いますので、今ちょっと24年度まで続けるかなというお話でしたけれども、それだけでも解決しないんじゃないかと思っていますので、そういう努力をぜひ、本当に皆さん払いたくても払えないような、もう収入全然ゼロですからね、そういう点で考えてほしいなと思っております。

それから、これヘルパーさんのというか、介護報酬者の、介護従事者に対する国の何%、3%でしたかね、高いことをしたということでこれが出てきたと思うんですが、たしかこれも、もうそろそろ今年度で終わりでなかったかなと思うんですが、その辺をちょっともう一度お聞きしたいなと思っております。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 委員ご指摘のとおり、この処遇改善の特例の交付金、当初は3年間で国から交付をするという予定だったんですけれども、平成21年度に2年分を一気に交付をしたと、それで22年度に残りの3分の1を交付して、当初の交付額を2年間で措置をしたということでございまして、23年度以降はこの交付金はなくなるというような内容でございます。

それから、その資産割についてなんですけれども、確かに浸水をしているところと、それから浸水をしていない高台、そういったところにその固定資産をお持ちの方との区分けですね、それらも非常に難しいというところにもなりますし、どうせのこと4方式から資産割を除いたじゃあ3方式にするとか、いろいろな検討課題は出てくると思うんですけれども、宮城県内のほとんどの市町村が資産割を導入しているという観点からいたしますと、やはりその

分の落ち込み分をどうやって財源を調達してくるかということになりますと、もう国、県に特例交付金、調整交付金で申し出をするというような手立てしかないと思います。

それから、昨年から始まりましたその国保の広域化、これはどこのだれが運営主体になるかも決まっていないうですけれども、都道府県一本化にするというような中で、当然この震災後数年間の国保の賦課方式をどうするのかというようなことは、非常に重要なテーマとしてテーブルに乗ってくるのかなと思いますので、機会があれば私の方からも訴えていきたいというふうに思っております。

○委員長（星 喜美男君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 今課長からお話ありましたように、これ私は資産割、資産入れないで2方式、3方式ですか、そういうふうな計算の方法の方がいいんじゃないかなと思って一応提案しているので、その辺の詳しい検討もしてほしいなと思っております。

それから、24年度も、減免の方は24年度まで続くのではないかと、そういう話ですが、これはいつごろわかりますかね。24年度だけでもまだ足りないような気がするんですが、これはいつごろになったらはっきりしますか。そして、はっきりするというよりも、もっと続けてほしいと私は思っていますので、その辺の努力を町としてやってほしいと思っております。

それから、特別交付金ではなくて国保介護者従事者の処遇改善のこれですけれども、そうしますと23年度でなくなると、そういうことで、その後の何というか、これはヘルパーさんなんですが、ヘルパーさんに3%のお金というか給付をするということだったので、町のヘルパーさんだけではなくて、各事業所でもこれやられているとは思いますが、これが収入減になるのではないかなと私は思って、今心配して尋ねているわけです。その辺の情報を知っているかどうかということでお尋ねしているんですが、せっかく3%給料上がったのに、また減額になるのではないかと心配するのですが、その辺はどうでしょうか、情報として入っていますでしょうか。それとも、国の方針なんですが、町長いかがでしょうか、そういう話で聞いていますでしょうか。もしそういう状況になった場合には、どのような待遇にするのか、その辺をお聞きいたします。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 24年度以降のその国保税の減免措置、それからこのヘルパーさんに係る特例交付金が23年度からなくなると、この両点につきましては、現時点で正確なところはつかんでおりませんので、いずれ議会が終わりましたら、早速県の方に照会をかけて確認をしたいと思っております。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今のご質問の件については、ちょっと私も確認はできてございません。ただ、いずれ先ほど来お話ししておりますように、国保会計、大変厳しい局面にあるということは十二分に認識をいたしております。今ご指摘ありましたように、当町だけではどうにもならない部分でございますので、国やあるいは県に改めて、私どもとしてもそういった働きかけをしていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（星 喜美男君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 私も前者に引き続いて、ちょっと重複するかもしれませんが質問させていただきたいと思います。

まずもって、国民健康保険高くてや、という声は住民の偽らざる声でございます。しからばどうして安くしてもらおうとか、見直してもらおうか、それが必要不可欠な問題につながるわけなんですけれども、ただ今前者の答弁で、課長からその資産税のことに、資産割ですか、資産割のことにしてお話あったんですけれども、私、前に一般質問したことがあるんですけれども、この志津川町は他町村に比べて非常に土地を含めて評価が高いわけですよ。

（「南三陸町」の声あり） ああ南三陸町ですね。助言いただいて大変ありがとうございました。南三陸町では、他町村に比べて非常に高いという声が聞こえるわけでございます。もし、その4方式あるいは3方式に変えられるならば、ぜひそういうようなことを南三陸町として強く申し入れてほしいなということでございます。なぜかと申しますと、資産評価によって、その課税金額が高くなるからでございます。それと、いま一つ、今回被災に遭われた町の住民の声でありますけれども、土地を買い上げてもらう場合には、今まで高く納税を支払っていた人は、それなりに土地の買い上げをしてもらうのかと、こういう話を持って来られて、何かの機会に話してほしいということでございますから、その辺と、それから、もちろん国、県の方針が決まっていないということですから、答弁もその辺にくると思うんですけれども、この辺の考え方をまずもってお尋ねいたしたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 最初に、後段の方のその土地の買い上げということでよろしかったのでしょうか。浸水区域内に土地を持っている部分について、どのような買い上げになるかとか、そのような受けとめ方でよろしかったのでしょうか。であれば、ご推察のように、まだはっきりしていないところが第1点でございます。ただ、うちと、この間女川だったと思うんですが、いずれその宮城県の沿岸市町村からは同じようなその照会があるし、

同じような検討をしていただかなければならないというようなことで話をしたときに、宮城県としては復興レベルと復旧レベルというんですかね、その二つのレベルに分けて土地のその回復状況を見ながら対応をしたいというようなお話でございました。その買う、買わないということではなくて、その津波の浸水を受けた土地の評価、その見方ですね、見方に対して回復ぐあい、それを見ながら対応したいと。例えば、志津川の十日町とか本浜とか、そういう町の中と、それから若干その在の方に行った方とでは、やはりその回復のぐあいが違うだろう、ライフラインも含めてですね。それから、その土地としての利用のできる可能性ですか、そういった復旧の回復ぐあいを見ながら決めていかなければならないというようなお話をされていたのを聞いたことがあります。

それから、国保税が安くなる道はないのかというようなことで、その一つとして資産割をなくしてはどうかというようなお話なんですけれども、大変これは国保税そのものを公平に負担していただくいろいろな考え方がありまして、最もその妥当なのが所有している資産の割合に応じて国保税を応分のご負担をしていただくというような考え方になってございます。いずれ、先ほど申し上げましたように、数年後に宮城県一本化に国保がなろうとしている今地ならし期間であると思います。そういった中で、当町だけがこの資産割について単独で検討を加えたとしても、いずれはその宮城県一本の税率というようなことになるわけですので、そういった先々のことも少し考えながら、当町のこの資産割について、やるかやらないかというようなことをゆっくり考えていきたいというふうに思っておりますけれども、そういったところでございます。

○委員長（星 喜美男君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 ご説明でわからないわけではないんですけれども、土地のその資産……土地の見直し、たしか3年に1度だったと思うんですけれども、そういうことをやはり資産評価してもらうためには、この特例でも使って、今回のような被災の場合には前倒しでひとつ検討される必要性があるのではないかなというふうに思えてならないので、それというのは、何回も申し上げるようでございますけれども、土地を含めたその評価、資産の評価、非常に高いわけですよ。これは、その町々の事情によってやむを得ないんだというような話もされたわけでございますけれども、そういうことでなくして、宮城県統一になるんだならば、やはりその他地域と同じ地価評価、そういうものをやっていただけないのかと、これは全国的に評価が毎年のように地価評価下がっておりますから、路線価格あるいはその経済状況などをよく考えた中で、やれる範囲でぜひこの評価の見直し、あるいは資産税の見直し、そう

いった割合ですね、そういったものを十分検討されてほしいなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 土地の値段につきましては、これまでもいろいろな議会の中で税務担当課長の方から説明があったと思っております。国の固定資産評価基準に基づく評価ということで、国交省と国税庁がまずその土地の一定の部分について地価を評価をし、そして県がその路線価を発表すると、その路線道路についた値段、それを参考に市町村がそれぞれの宅地あるいは雑種地等々の土地の評価を決めていくと、それを3年に1回ずつ見直していくというような流れでずっと来ております。来年がその評価がえの年になるわけですが、こういった震災直後の状況下であって、先ほど申し上げましたように、その評価の方法をどのようにするのか、全くまだわからないという状況でございます。それと、私は心配しているのは、浸水を受けなかった土地、それが果たしてどうなるんだろうと。結局、市街地は浸水をしているので、確かに今はその評価額がついています。ただ、それは実態のない評価額であって、仮に坪10万円とかという値段がついていたとしても、今のこの実態の土地を、じゃあ坪8万円とか5万円で買いますからという人はいないわけでありますので、実態のない評価額なんだろうなというふうに思うんですけれども、では高台の田んぼとか畑、あるいは宅地も含めまして、そちらの方についてどのように考えていったらいいんだろうと。津波の被害を受けないから、今までと同じ水準、見方で評価をしていくべきなのか、あるいは、浸水区域と同じように下げるのであれば下げるのかというようなことも含めて、一体的に考えていかなければならない大きな問題だろうと思っておりますので、いずれ、繰り返しになりますけれども、国、県の方向が出ましたらば、それに対して沿岸市町村が一応要望をする形でやっていきたいというふうに思っております。

○委員長（星 喜美男君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 課長答弁のとおりであろうと思っておりますので、ぜひその辺を十分検討されまして、その被災を受けない分についてもつまり考える、見直しをかけるべきだと、それは今もう地目変更ですか、そういったものを相当進めている、それはとりもなおさず自分の住宅を早く建てたい、そういうような気持ちの人がたくさんおりますから、ぜひそうしたその前の評価のような高い値段で売れるはずがないのでございますから、あるいは貸すにしてもね、そういったことも考えながら、ぜひこの件については、つまり資産税、あるいはつまり土地の評

価値ですね、そういったものには十分配慮をして事に当たっていただきたいなど、事を進めていただきたいなど、そんなふうになります。終わります。

○委員長（星 喜美男君） ほかに。三浦委員。

○三浦清人委員 以前課長の方に、この保険料の免除の関係で、ちょっとお話をさせてもらったんですが、この震災によりまして、家あるいは固定資産ですか、が流出、特に自宅が流出した場合の方については免除という形になっております。それで、家が流されても職のある方、それから家が残っても職を失った方、問題はここなんですね。家が残されても職を失った方が収入がないわけです。それで、失業保険をもらおうと、それで、失業保険のこの額によって保険料の免除ということも出てきているわけです。それで、その最高額といいますか、基準になる分につきましては、我が南三陸町はよその町から比べると高く設定されてありますので、それは大変皆さん住民の方々がありがたく思っているところなんですが、たしかその基準というのが15万円というふうに聞いているんですけども、その失業保険ですね、失業保険料毎月15万円を超すと、その保険料の免除がならないんだと。それで、栄養費の一部の免除にはなるんだけど、保険料そのものの免除にはならないと。それで、その私の今、15万円という金額を打ち出しているんですが、それがちょっと違っているかどうか、後で訂正してほしいんですがね。例えば16万円でもいいですよ、その16万円の毎月の失業保険をもらって、例えば3人家族であれば、大体保険料が6万円ぐらいになるのかな、5万幾らかになると思うんですが、その平均的にですよ。大体15万円か16万円の失業保険をもらえるぐらいの年収が前年あったわけですから、それから土地が残っておりますからね。それで、例えば6万円を保険料として払う、それから、家のローンが、その人によっても組み方がいろいろあるでしょうから、月々2万円なのか3万円なのか、まあ3万円にしましょう、すると残が7万円だ。その残が7万円で、今度は隣のじいちゃんが死んだと、お悔やみ使わなくてはならないと、5,000円使ったと。おばさんが今度は死んでしまったから花をあげなくてはならない、1万5,000円だったと、例えばですよ、やると、目の前の家の息子は入院したと、では3,000円ぐらい持って行けというようなことになってくる。後の残ったお金で1カ月生活ができるかということになるわけです。そうすると、どうしてもその国保税というか保険料がやっぱり払えなくなるんじゃないかなと。ということになるので、もっとその金額を上げてもらえないかということなんです。例えば18万円とか20万円に設定してもらって、それ以上であれば保険料は払わなければならないけれども、20万円ぐらいまでは保険料の免除というやり方はできないのかなということなんです。その辺いかがでしょうか。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） まず、保険税とそれから病院の診療負担金の部分の兼ね合わせでお尋ねかと思いますが、保険税につきましては、例えば今おっしゃられた事例の場合ですと、保険税は減免になるはずでございます。失業保険というのは、収入とみなさない収入でございますので、失業保険は。（発言あり）はい。それは大丈夫でございます。それで、問題は窓口負担金、これがかかる方とかからない方、失業保険をもらっていても、要はいっぱいもらっている人はかかる。（発言あり）そこなんですけれども、ここから先が少しややこしいのですが、今回私どもが採用したその減収分の基準というのは、国税徴収法のちょっと条項忘れちゃったけれども、差し押さえ禁止財産という、これ以上の給料を押さえちゃだめですよという決まり事があるんですけれども、もともと県なり国で基準を示してもらえば、それに越したことはなかったんですけれども、判断は市町村に任せるからということで振られてまして、そこで当町は、では国税徴収法の差し押さえ禁止財産の条項を使おうと。それだと、1世帯10万円、まず最低これは保障しなさいという決まりがあります。それから、家族1人について4万5,000円ずつ加算しなさいという決まりがあります。なので、3人家族ですと19万円、19万円以下の失業保険であれば、それは窓口の一部負担金も免除になります。2人の場合14万5,000円、ですから、15万円とか17万円とか16万円とかももらっていると、わずかにちょっとそれを超えてしまうということで、その部分については申しわけないんですけれども、診察が終わったら会計でお金を払っていただきたいという窓口でのご指導はしております。ただし、本体の国保税、そっちの方が大きいわけですので、それは免除になっていると思います。去年のその世帯によって所得がどれだけあるかわかりませんが、それによって大きな減収幅になっているわけですから、それに応じた減免になっているだろうというふうに思います。そういったところでございます。

それから、その先ほど委員がおっしゃったその15万円という金額、これは、例えばの話なんでしょうけれども、あくまでその金額ということではなくて、家族が何人いるか、もらう失業保険の額と家族人数、それによって変わってきますので、15万円以上もらっているから窓口負担金が免除にならないということではございません。（発言あり）はい。病院で診察終わって、最後に会計しますね。あのことを言っているんです。医療費の、会計の分ですね、はい、ということです。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 課長、実は1世帯でお二人家族の、夫婦2人の家族で15万円1カ月の失業保険をもらっていると、15万円ね。今いったらほら14万5,000円までは保険料がかからないと、免除だということですがけれども、保険料は免除にならないと、15万円ですからね。2人だと14万5,000円だから。だから、私言っているのは、その14万5,000円でなく20万円ぐらいにはならないのかということ、その保険料を免除にする額が。それはなに、その国の法律で定まっているからならないのか、町でそういうふうな条例をつくれればなるのか、その辺のことなんです。それで、15万円もらって、対象になるわけですよ、その納めなきゃならない、その保険料を納めるね、14万5,000円だから、だから15万円でいろいろな今言った保険料を2人で例えばじゃあ5万円にしましょう、5万円の保険料、それからいろいろな諸経費を差引いたときに生活費が残らないわけです。そうなってくると、おのずと保険料の滞納ということもあり得るんじゃないかと。だから、もっともっと上に額を設定して、上げることはできないのかということなんです。窓口って、医療費の一部は何することはわかります。問題は保険料の免除の件です。保険税の免除。そのことを今言っているんです。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 15万円が20万円あるいは23万円ぐらいまで引き上げられないかということなんですけれども、それは町でやった場合に、当然国では今そのルールを決めていないものですから、後々その調整交付金などの計算をする際に、町がその独自でやった部分については交付金の計算の除外をしますよとか、そういう影響が危惧もされますので、ある程度その町としては、こういう基準でやりたいというようなことを県の方にあらかじめ申し入れて、それで、その範囲であれば調整交付金のペナルティーにはしませんというような、そういう何というんでしょうか、内諾といいますか、そういった形でやっておりますので、20万円とか25万円まで本当は上げられれば、それに越したことはないんですけれども、そういったその国保会計の全体の運営の部分にも影響してまいりますので、今回はそういった形でとらせていただいたということでございます。（「課長、保険税は、失業保険は金額の問題じゃなくて免除になりますと言ったんでしょう。収入になりませんか。保険税。そこをクリアに説明すれば」の声あり）私が収入にしないと行ったのは、その失業保険の分です。（「保険税はかからないよと」の声あり）税の計算上は算定されません。（「算定されませんかというか、免除という」との声あり）国保税を計算する際の収入にはしないと、見ないということになるんです。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 収入になるとかならないとかではなく、要するに15万円もらっていると、保険税を納めなければならないということになっているということです。（「違う」の声あり）ならないの。いや、だからそこをはっきりね。おれの質問が悪いのかな。あのね、失業してしまったと、今の現行の免除は、家が流されれば職があっても、収入があってもまあ免除になっていると。ところが、家が流されないで残っても職がなくて、収入が今失業保険の収入しかない、その失業保険の収入が例えば15万円だと、そのときに、この1世帯10万円、あとそれから1人4万5,000円だから、保険税を支払わなければ、納めなければならないということになっているんでしょうということ。だから、もっと額を上げることができないかという質問なんです。それで、その失業保険の収入で生計を立てているのであれば、保険税を支払わなくてもいいのであれば、これは何も問題はないんだけどね、その額によって納めなければならないと、14万5,000円を過ぎていて2人家族であれば14万5,000円しかない、免除にならないというのであれば、15万円の収入ですから納めなければならないということになるんでしょうということ。それをもっと額を上げられないかという質問なんです。窓口のその医療費の一部負担については、これはわかっています。いろいろ金額がありますからね。何だ、入院の時の食費とか部屋代とかさまざまありますけれども、医療費のね。そうじゃなくて、保険料そのものの納める、納付するものなんです、私言っているのは。その辺ちょっと、きちっとほら、出してもらわないと、金額ね、実際にそれは今相談というかいいろいろあるんです、15万円の失業保険もらっていて、2人家族で、保険料5万なんぼか6万なんぼ払わなければならないんだと、大変だと、そういうことなんですよ。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 私の説明の仕方がちょっとわかりにくくて大変申しわけございません。失業保険ということだけに限定せず、震災の前からも、会社の都合によって解雇されたような人だっているわけです。それで、そういった方々につきましては、その前の年の収入と比べて30%以下に落ち込んだとか、そういったことを見込んで保険税、国民健康保険税については減免になっておりますので、ご設問の、例えば15万円の失業保険しかないという方については、当然保険税は免除になっております。はい。ただ、その失業保険以外の課税要件があれば別なんですけれども。（「失業保険だけで15万円であれば、それは15万円まで、なんぼなの」の声あり）あとは家族の、何人家族かによっても違ってきますので、（「14万5,000円」の声あり）2人であれば、はい。そういったことなんです。金額ではないんです。（「いやいや、15万円もらっているんだと、2人で14万5,000円では5,000円多かっ

たから払わなければならないんじゃないのということなんです」の声あり) ですから、失業保険の場合、大丈夫です。前の年と比べて激減していますので、その世帯全体の収入、前の年と比べて、当然15万円の失業保険ですので、減免に該当しますので、金額が20とか25までそれを上げなくても大丈夫ということになりますから。その辺は。

○委員長(星 喜美男君) あとでじっくり聞いてください。ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対し反対討論の発言を許します。(「なし」の声あり)

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(星 喜美男君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

暫時休憩をいたします。2時25分再開といたします。

午後2時10分 休憩

午後2時25分 開議

○委員長(星 喜美男君) おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第3号平成22年度南三陸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成22年度南三陸町老人保健特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長(佐藤秀一君) それでは、平成22年度南三陸町老人保健特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

老人保健高齢者医療制度は、平成20年度に廃止をされまして、後期高齢者医療制度に移行したことから、平成21年度から22年度は過年度の精算事務が主なものであります。実質の給付事務がありませんでしたので、数字的な説明は申し上げます。この事務的経費の財源としては、国県支出金や繰入金で所要額が賄われたもので、それ以外の歳入はすべて繰越金でございます。老人保健会計は22年度で閉鎖をし、以後の事務は一般会計において処理をしてお

りますので、この老人保健会計の決算の細部説明といたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第4号平成22年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成22年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） それでは、平成22年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の細部説明を申し上げます。

ページ数218ページ、219ページをお開き願います。

歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料の収入済額は、前年度よりプラス2.9%であります。

2款使用料及び手数料の収入済額は、マイナス60.0%であります。大幅な減は、督促手数料等の減によるものでございます。

3款繰入金の収入済額は、前年度より19.6%のマイナスであります。

4款繰越金の収入済額は、前年度よりプラス136.4%で、20年度と21年度の差となっております。

5款諸収入の収入済額は、前年度よりプラス86.7%であります。大きく伸びた要因は、還付加算金等がふえた要因になってございます。

歳入合計の収入済額は、前年度よりマイナス3.1%であります。

次に、支出の方でございます。220ページ、221ページをお開き願います。

支出の1款後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は、前年度よりプラス4.5%であります。

2款諸支出金の支出済額は、前年度よりプラス906.2%で、大幅な要因は、昨年度21年度には支出がなく、22年度で支出があったために、大きなプラスとなっております。

歳出合計の支出済額は、前年度よりマイナス3.3%です。

歳入歳出差し引き残額は387万8,553円で、前年度よりプラス7.3%であります。

以上で細部説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第5号平成22年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成22年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） それでは、平成22年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を申し上げます。

ページ数は229ページ、230ページでございます。

歳入であります。1款保険料の収入済額は、前年度と同じくプラスマイナスゼロとなっております。それから、不納欠損額は前年度に比べてプラス99.6%であります。収入未済額につきましては、前年度よりプラス1.3%であります。

2款使用料及び手数料の収入済額は、前年度よりマイナス5.4%であります。

3款国庫支出金の収入済額は、前年度よりプラス12.6%であります。

4 款支払基金交付金の収入済額は、前年度よりプラス12.3%であります。

5 款県支出金の収入済額は、前年度よりプラス12.4%であります。

6 款財産収入の収入済額は、前年度よりマイナス55.6%で、大幅な減の理由は、利息が減ったということでございます。

7 款繰入金の収入済額は、前年度よりプラス20.4%であります。

8 款繰越金の収入済額は、前年度よりマイナス37.4%であります。

9 款諸収入の収入済額は、前年度より7.7%のプラスとなっております。

次に、231ページ、232ページをお開き願います。

歳入合計の収入済額は、前年度よりプラス10.4%となっております。

次に、歳出でございます。233ページ、234ページをお開き願います。

1 款総務費の支出済額は、前年度よりプラス0.8%であります。

2 款保健給付費の支出済額は、前年度よりプラス9.7%であります。

3 款の地域支援事業費の支出済額は、前年度よりプラス15.2%であります。

4 款基金積立金の支出済額は、前年度よりプラス22.1%であります。

5 款諸支出金の支出済額は、前年度よりマイナス64.9%であります。これは、1 項の償還金及び還付加算金が前年度より97.2%、保険料の還付とか国庫支出金の償還金が減となったことが原因によりまして、大幅な減となっております。

6 款予備費は、支出ございません。

合計の支出済額は、前年度よりプラス8.8%であります。

次に、235ページ、236ページをお開き願います。

歳入歳出差し引き残額は3,985万4,730円で、前年度よりプラス105.7%でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。大瀧委員。

○委員長（星 喜美男君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 238ページ、今の説明がありましたけれども、保険料の不納欠損額が、なんか随分99.6%と聞きましたけれども、かなり高いんじゃないかと思っておりますので、この内容をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから……済みません、ちょっとお待ちください。238ページのところの国庫支出金のところなんです、3目の包括支援事業なんです。この中で、包括支援事業の交付金なんです、たしかこの前に私の質問だったのかな、国ではこれはこういう災害が起きて、かなり包括支援事業に重きを置きながら、在宅介護はなかなかできないということで、重きを置きながらこれのために大きな支援をすると、そういうような話があったような気がしますので、その辺をもう一度詳しくお願いしたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 1点目の不納欠損の内容につきましてでございますが、111万円ほどでございますが、人数19名でございます。内容は、税法の規定で平成19年に財産調査、そうした結果、そういったものを差し押さえると生活困窮に陥るといような状況から、執行停止をかけてございます。それが3年経過をして、平成22年度に不納欠損になったといようなことで、この金額になってございます。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 包括支援事業の関係のご説明でございますが、先般新聞等で最初に掲載されたといようなことで事業があったんですが、それ以降3次補正の方でそれが示されるといようなことでございまして、詳しい内容についてはまだ手元に届いておりません。ですから、もう少し時間が必要かと思っております。

○委員長（星 喜美男君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 19名でなかなか不納、収入、欠損にもっていかないわけにはいかなかったとい、そういう説明なので、こういう今、今回の災害で、またこういう方たちふえてくるんじゃないかなと思いますが、その収入未済額のところにもこうずっとつながっていくんですが、保険の、第一保険料が払えないといことで、この欠損額またふえてくるんじゃないかなと思しますので、その辺どういうふうに、何といんですか、担当者としてはやっていくのかといか、未済額もふえていくんじゃないかと私は思いますので、その辺をどういうふうに考えているのか、もう一度お願いしたいと思います。

それから、包括支援事業、これは今3次補正で明らかになると。すると、現在の当町の包括支援事業、これはどうでしょうか。私この間聞いたような気がします、人材それからヘルパーさん、いろいろそういうことがあります、その辺でこちらとしてもやっていく、補正に向けて要求していかななくては、要望していかなくちゃならない事項あると思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 収入未済の関係でございますが、国保のところでも申し上げましたが、やはり介護保険料につきましても、今年度の収入分については相当心配しております。ただ、税の公平性については、特に慎重に進めていくということに変わりはありませんので、当分の間はもう少しその徴収という業務には入りませんが、いずれそう遠くない時期に、こういった方々の現在の収入状況、生活状況がどうなのかを、折に触れて調べながら対応してまいります。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 包括支援事業につきましては、前回もお答えしたと思うんですが、被災されたいわゆるその事業者が大分戻ってきているというような状況でございます。それにつきまして、民間でできることは民間の方にお願いをしたいというような、そういう姿勢でやっておりますので、この後居宅の方でまた出てきますが、実際のケアプランの作成は、本町の包括事業としては減っているというような、そういう現況にはあります。できれば民間の方に、そちらの方をなるべく移行したいというような状況でございます。今の包括支援センターも含めてですが、できればそういった形で地域の民間の方に期待をしたいと、そういうふうに思っております。

○委員長（星 喜美男君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 いろいろ当分の間は、済みません、未済額の方です、欠損の方です、当分の間は入らないと、そして、やっぱりいろいろきめ細かにいろいろ調査しながら、強制することなく、ぜひそういうきちんときめ細かにやってほしいなと思っております。

それから、包括の方なんですけど、私包括支援センターの大きな使命は、やっぱり予防介護だと思っておりますね。その辺で具体的に、本当は具体的に聞きたかったんですけども、そういう点でそこに力を入れていくと、そういうのが包括の使命だと思いますのでね。その辺の考え方をもう一度お聞きしたいなと思います。

○委員長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今ちょっとお話をしたんですが、ちょっと言葉足りませんでした。実際には、今こういう状況でございますので、いわゆる在宅の分といいますか、あるいは未然に防ぐというような、そういった対策が必要かと思っております。今、実際には社協の方で支援員というようなことでそちらのケアをしておるんですが、そちらの方と一緒に今事業を展開しておりますので、なるべく、いわゆる介護度が高くないように、未然に

そういった防ぐというような事業につきましては、積極的に導入をしていきたいと、そういうふうにご検討しております。

○委員長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第6号平成22年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成22年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） それでは、平成22年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を申し上げます。

ページ数は260ページ、261ページでございます。

歳入であります。1款使用料及び手数料の収入済額は、前年度よりマイナス24.7%であります。

2款繰入金の収入済額は、前年度よりマイナス20.4%であります。

3款繰入金の収入済額は、前年度よりマイナス50.6%となっております。これは、21年度と22年度の繰越額の差によって大きくなってございます。

4款諸収入の収入済額は、前年度よりプラス32.4%であります。

歳入合計の収入済額は、前年度よりマイナス24.3%であります。合計で大きくマイナスになっておりますのは、先ほど保健福祉課長が申し上げましたとおり、全般的にケアプランが減少しているということで、収入済額、支出済額が大きくマイナスになっているというふうな状況になってございます。

次に、歳出でございます。262ページ、263ページをお開き願います。

歳出第1款総務費の支出済額は、前年度よりマイナス23.1%であります。

2 款居宅介護支援事業費の支出済額は、前年度よりマイナス77.4%であります。

予備費は、支出ございません。

歳出合計の支出済額は、マイナス29.9%と大幅な減となっております。理由は先ほど申し上げたとおりでございます。

歳入歳出差し引き残額は355万5,004円で、前年度よりプラス188.8%になってございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第7号平成22年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成22年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） それでは、平成22年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

歳入でございます。1 款使用料及び手数料の収入済額は、前年度よりマイナス15.4%であります。

2 款県支出金の収入済額は、前年度と同じプラスマイナスゼロとなっております。

3 款繰入金の収入済額は、前年度よりプラス3.0%であります。

4 款繰越金の収入済額は、前年度よりマイナス91.4%となっております。これは、21年度と22年度の繰越額の差ということでございます。

5 款諸収入の収入済額は、前年度よりマイナス17.5%であります。

歳入合計の収入済額は、前年度よりマイナス30.7%であります。大幅な減の要因につきましては、サケの水揚げが昨年度は減少したということで、大きくマイナスになっているということでございます。

次に、271ページ、272ページ、歳出を説明申し上げます。

1 款市場事業費の支出済額は、前年度よりマイナス57.7%であります。

2 款公債費の支出済額は、前年度と同額、プラスマイナスゼロとなっております。

歳出合計の支出済額は、マイナス29.1%で、大幅な減は先ほど説明申し上げたとおりでございます。

歳入歳出差し引き残額は7万583円で、前年度よりマイナス92.6%であります。

以上で細部説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。三浦委員。

○三浦清人委員 先般この震災上がりといいますか、震災後初めてサケの水揚げ、入札がありました。時間を見てちょっと状況を見に行ったわけでありまして。課長も一緒に、連れて行かれたんですけれどもね。単価を見まして、聞きまして驚きましたね、561円でしたか。まあこの震災の後で初めてのこの漁業市場の再開ということで、ご祝儀相場を期待しておったんですね。それで、課長も多分700円ぐらいではないかとか、市場の担当者も700円超すんじゃないかということで期待しておったんですが、残念ながら561円というような数字で終わりました。去年から見て、幾らぐらいから単価下がっているのか、ご祝儀相場というか1回目の値段ね。それで、やっぱり課長、なんだね、ああいう方々、買人の方々ではちょっと無理だね、値段とれないですよ。言いたくないけれども、とにかく利益だけを追求、まあもう少し住民のことも考えながら、何もずっと続けろというのではないのね。今この震災の後、漁民の方々も一生懸命になってやっとの思いで漁に出て、やっとの思いでサケをとってきた、その気持ちとか意気込みというものをやっぱり考えて、何だ大した金額でもないし、大した数量でないんですから、100円200円上げたって問題ないと思うんですが、残念ながらあの単価しか出せないような業者ではね、この町の発展はなかなか見込めないのではないかなど。ですから、私は常に言っている、いろいろな買い切りの業者をいっぱい入れなさいということでお話ししているんです。とにかくあの、名前は言いませんがね、ああいった方々だけではちょっと、この町の水産の発展というのは考えられませんよ。と思いますけれども、課長いかがですか

ね、去年から見てのこの値段の方かなり下がっているでしょう。どうですか。そして、最近のこの見通しなどはどうなんですか、一時期その瓦れきによって操業休止したという話もあるんですけども、きのう、きょうはまだ随分水揚げができていのかなど思っているんですけどね。その辺いかがですか。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 秋サケのその初水揚げのときには、一緒に行っていただきまして、見ていただいたとおり、ご祝儀相場も手伝ってもう少し相場がとれるのかなと思ったんですけども、今おっしゃられたとおりでして、聞くところによりますと、去年は初日なんですけれども、いいので1,000円近くまで出た。ご祝儀相場もあったんでしょうけれども。ことしに関しましては、今年度に関しましては、買い受け人の方々もこのように被災を受けていて、多く買ってもなかなか加工に回しにくいというところもあったのかなと、よく解釈すればそういうことなんですけれども、全体的には委員が指摘されたように、もう少し高くしてもらえれば、生産者としては喜ぶ、いい顔できるのかなとは思いますが、その辺は私の立場としてもいろいろと複雑なところではございます。

今後の見通しということなんですけれども、私も毎日見に行っているわけではないですけども、おとといの朝とかも見に行きましたけれども、まだ生産者そのものも、去年の今ごろと同じような状態にはまいりませんで、いわゆるその生産する方々も少ないですから、市場に上がる魚も少ないです。それで、今はサケだけじゃなくて、市場の方では刺し網だとかあるいは定置網でそのほかの魚も揚げてはおりますけれども、それもおとといの場合は、潮回りの関係もあったんでしょうけれども、刺し網の方は余りよくなかったようです。その後とその前の状況を聞きましたらば、やはり潮回りの関係ですね、1日に6トン、7トン揚がった日もあったそうでした、6トン、7トンぐらい揚がっていると、サケの関係ですけども、これは去年、おとしあたりもそういうような状況だったそうで、サケはこのまま昨年ぐらいに推移するのかなとは思いますが、何せまだ始まったばかりなものですから、余り安易な見通しはできないんですが、それ以外のその小魚の関係なんです、今申しましたようにそれほど量が揚がっているわけではございませんで、量が揚がらないとなかなか市場では値段がとれないのも実情です。ある程度そのまとまった量が揚がっていれば、買い受け人の方々もそれなりに安定して買うことができるんでしょうけれども、あるいはその買い受ける方でも、魚屋さんも今こういう状態で店を開いている方が少ないものですから、なかなかその値段というのはとれないと思います。ただ、漁協としても、9月の25日からそういう刺し網だ

とか、あるいはその定置網を解禁して、魚をとる方を解禁したものですから、これから少しずつ徐々に、徐々に回復していただければなど、こう期待しながらいるところでございます。以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 漁協そのものも札を持っているわけですよね。買える権利というんですかね。だから、安い場合には漁協が札を入れて安定をさせるべくやるわけなんですけど、この間のやつも初日だけでも、余り安いから漁協側もある程度こうやってもいいのかなという感じしたんですけれどもね。何かそういう漁協とその買い受け人が、どうもなんというんではね、本来は漁協がその安定した価格を出すために札も持っているということが目的なんですからね。その辺のこの指導ね、これから指導、漁協に対する指導ですね、やっぱりきちんとしてもらいたいと思いますし、何度も言うようですが、早くそのいろいろな多くの買人の方々を入れて、漁民のためになるような市場運営をしていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（星 喜美男君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 この市場について、建物が流出あるいはその設備がなくなったというようなことで、これ資産流出になったんだらうけれども、これ幾らぐらいの額に上っているのか。市場そのものの建物の資産、なくなった額ですよ、流出額。

それから、その今仮設で建てているわけなんですけど、やがては本設というようなことになっていくんだらうと思いますが、その本設の市場建設の今後の計画というか見通しなんていうのは、今のところどのように考えているのか。この2点お願いします。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 流出してしまったその被害額ということなんですけど、今若干その何といいますか、活魚水槽やっていたところが若干残っていますが、それももう使える状態ではないものですから、全部流出したとみなすほかないと思いますが、そうしますと、当時つくったときの金額からしますと12億円ほどかかっていたはずなものですから、それらが流出、いわゆる被害額としてはそれぐらいになったのではなかろうかと、こう思います。平成7年度に建設したということで、実質8年度から始まったものです。それで、まだ起債は残ってはおります。

それで、本設のその見込みということなんですけれども、正直なところ現時点では、これまでであったその市場のところも岸壁が沈下しておりまして、今後、県の方でそれを修繕してから、それからということになりますので、私どもの方では現時点では、そこをその沈下した

ところを直してもらって、修繕した後にまたそこに新たなものをとっては考えておりますけれども、ただ、それがどれぐらいの規模でいつになるかというのが、現時点ではなかなか確固としたことは言い切れない状態でございます。とりあえず仮設の方で少なくとも二、三年ぐらいはやらざるを得ないのかなというような、そういう考えはしております。

○委員長（星 喜美男君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 本設というか、その仮設で二、三年少なくとも、というような話なんですけれども、二、三年というとすぐだからね。今からその本設の市場建設、練りに練って始まっておかないと、どこまで延びていくかわからないし、また、その今ある、これまであった場所で本当にそれでいいのか、あるいはこれからのその市場経営のことを考えていく中で、やはり場所の選定から計画に入るべきなのかなと、そう思っております。これから復興に向けて、今いろいろな受ける側としてやっていかなければならないことがいっぱいあると思いますが、やはりその復旧ではなく復興というようなことを、どこまでもやっぱり念頭に進めていってもらいたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 言われるとおり、その本設は今までのところでいいのかということも含めまして検討しなければならないんですけれども、何せその岸壁の復興、修繕だとかも、それを踏まえた形でのその修繕になるかとは思いますが、まだその辺詳しいところがまだ、県の施設を借りてやるものですから、そこはまだ詳しくはないんですが、先ほど私少なくとも二、三年と言いましたけれども、訂正させていただきたいんですが、二、三年ですと難しいんだろうなと思うんです。もう少しその倍ぐらいの期間は本設までには必要なのかなと思います。今おっしゃられたことを踏まえながら、今後本設に向けて検討して行きたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第8号平成22年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成22年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） それでは、平成22年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

ページ数は280ページ、281ページでございます。

歳入であります。1款使用料及び手数料の収入済額は、前年度よりマイナス9.4%であります。

2款財産収入の収入済額は、前年度よりマイナス60.9%であります。これは、利息の減が主な要因でございます。

3款繰入金の収入済額は、前年度よりプラス5.9%であります。

4款繰越金の収入済額は、前年度よりマイナス10.5%であります。

5款諸収入の収入済額は、前年度よりマイナス47.4%であります。これも、利息の減が主な要因でございます。

歳入合計の収入済額は、前年度よりマイナス1.0%であります。

次に、282ページ、283ページであります。

歳出であります。1款漁業集落排水事業費の支出済額は、前年度よりプラス11.3%であります。

2款公債費の支出済額は、前年度よりマイナス3.3%であります。

3款予備費は、支出ございません。

歳出合計の支出済額は、前年度よりプラス2.9%であります。

歳入歳出差し引き残額は19万8,087円で、前年度よりマイナス78.0%でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。三浦委員。

○三浦清人委員 漁業集落の内容ですが、この次の下水の関係にもなってくるんですが、災害状況とか、これからの見通しとか、そういったことのこの説明も若干してもらえればなというふうには思うんですがね。いかがですか。

○委員長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） ただいまの三浦委員さんの質問でございますが、漁集のこの震災によります被災状況でございますが、漁集には波伝谷処理区と袖浜処理区がございます。波伝谷処理区はご存じのとおり家屋も処理場も一切流出して、現在稼働していない状況でございます。以前は使用世帯が77戸259人おりましたが、現在はそういう状況で使用していない状況でございます。それから、袖浜区の処理区でございますが、処理場でございますが、機械、電気設備が津波により使用不能という状態でございます。管渠については今調査していますが、ほとんど被害がないような感じでございますが、使用世帯、以前は42世帯ですが、現在22世帯が使用している状況でございます。現在発電機を使いまして、処理場のポンプと放流ポンプを稼働しまして、あと簡易滅菌で放流している状況でございます。簡単でございますが、以上でございます。

あと、それから今後のことにつきましては、農林省管轄の漁集でございますが、復興計画ともあわせまして、この処理場を復活させた方がいいのか、それとも個人管理でございますか合併浄化槽にしたらよいものか、ちょっといろいろと比較検討しながら進めていきたいと思っています。以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 波伝谷については壊滅状態だということで、実際そこで今使っている方々、世帯もないということですが、その袖浜の22戸が今発電機で使っていると、幸いその管については異常がなかったということは大変いいことだと思うんですが、ただ、その発電機にしたっていろいろとガソリンとか何か使っているんでしょうけれども、そういったのもすべてその使用している方々が負担しているというような形かと思うんですが、その辺の何というんですか、町としてのその取り組み方というふうになるのか、それから、お話を聞きますと、今後のその運用といいますか、合併浄化槽に切りかえるという話もあるということですね。それは、その22戸の皆さん方の内諾を得ているんですか。まだその検討中ということなんでしょうか。そうなった場合の、例えば合併浄化槽になった場合の補助といいますか、町のね、従来の震災前の補助対象になる、そういう内容のものなのか、特別にその補助割合を上げるとか、そういうことになるのか、その辺どうなっていますか。

○委員長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） 済みません、ちょっと私の説明が足りなかったんですけども、合併浄化槽の検討につきましては、その波伝谷の方の処理区の方の関係でございます。袖浜処理区の方は、現在その発電機、それでこの処理場、現在のこれ災害査定に申請したいと思っているんですけども、処理場を復旧する場合、震災前の状況にですね、これはうちの方でちょっと査定というか金額上げているんですが、電気設備とかそれらを含めると1億5,000万円ほどの金額が、概算額でございますが、かかる予定でございます。それで、この袖浜処理区につきましては、現在500人槽ということで、民宿も多かったんですけども、合併浄化槽にした場合、500人槽でなくても300人槽くらいの浄化槽ですか、それら整えまして、あと、復興が進んだ時点で、またそれを大きくしてもいいのかなと、これはまだ今検討課題でございます。まだこの合併浄化槽云々については、まだその住民の方々に全く説明も何もしておりません。これから、今後はその査定を受ける段階で、いろいろとその農水省の方とも、その比較検討もせざるを得ないと思うんです。その処理場を復活した場合と、その合併浄化槽にした場合との比較検討しながら、今後のその進め方をしたいと思います。なお、この袖浜処理区ですけども、まだ正直いいまして起債、償還残額がまだ元金と利子合わせて1,900万円ほどの償還残がございます。それらも踏まえまして、今後のことをいろいろと検討していきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第9号平成22年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

平成22年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） それでは、平成22年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を申し上げます。

ページ数は289ページ、290ページでございます。

歳入であります。1款分担金及び負担金の収入済額は、前年度よりマイナス72.0%であります。これは、2款の負担金で前年度よりマイナス80.3%減になっておりますので、負担金の方の収入が入らなかったというふうな理由でございます。

2款使用料及び手数料の収入済額は、前年度よりマイナス7.5%であります。

3款財産収入の収入済額は、前年度よりマイナス56.3%であります。これは、利息の減少が主な要因であります。

4款繰入金の収入済額は、前年度よりプラス3.8%であります。

5款繰越金の収入済額は、前年度よりプラス6.6%であります。

6款諸収入の収入済額は、前年度よりマイナス5.1%であります。

歳入合計の収入済額は、前年度よりマイナス1.5%であります。

次に、291ページ、292ページ、歳出の説明を申し上げます。

1款下水道総務費の支出済額は、前年度よりプラス3.0%であります。

2款下水道事業費の支出済額は、前年度よりマイナス4.9%であります。

3款公債費の支出済額は、前年度よりプラス0.6%であります。

4款予備費の支出はございません。

歳出合計の支出済額は、前年度よりプラス0.1%であります。

歳入歳出差し引き残額は、351万1,971円で、前年度よりマイナス47.0%であります。

以上で細部説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。及川委員。

○委員長（星 喜美男君） 及川委員。

○及川 均委員 前者と同じこととなりますが、袖浜と同じになりますけれども、質問ですが、この伊里前の下水道、ほとんどが大破、滅失、流出で、現在使っているのがほとんど幾らもないというような状況ですが、これの今後その利用できるのかどうか、その施設がですね、利用できるのかどうか、どう考えておられるのか。それから、現在一部使用しておるわけですね。これを今後もずっと使用できるものかということから、その料金的なものはどうい

ふうにご考慮されるのか。それから、その区域内に、下水道の区域内に、今後住宅が新たに建つということもあり得るわけですね。その方々は下水道に加入できるのか、それともその浄化槽方式になるのか、浄化槽方式になりますと、圏域内でありますから補助の対象にならないというようなこともありますので、そういった問題、今後来年、再来年とこう出てくると思いますので、その辺の方針を早く定めないと町民が惑うことにもなるのかなと思いますので、その辺の方針をどのように考えているのか伺います。

○委員長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） 今の及川委員さんの伊里前処理区の下水道処理区ということでのお話かと思うんですけども、伊里前処理区は、幸いにも処理場が被災を受けませんので、現在稼働しております。伊里前住宅並びに伊里前小中学校、歌津中ですね、それから仮設住宅、あと柘沢付近の部分です、約150世帯ほど現在下水を使用しております。今後も今の現状で稼働したいと考えております。それで、伊里前に限ってなんですが、その高台移転ということで移転とする計画もございます。また、町の復興計画もありますけれども、現在伊里前処理区の部分から、その今計画なさっている部分がちょっと外れているわけですが、その処理区域の変更ということで、これ国に出してその許可を得られれば、浄化センターからも近いものですから、区域の変更の許可さえいただければ、その区域内、下水道の処理区域内に取り込めるかと思えます。

あと、それからその現在の処理区域内に新築した場合、その合併浄化槽が設置ができるかということですね。原則としましては、処理区域内の場合は合併浄化槽にしても助成の対象にはならないんです。あくまでも処理区域内は下水道加入というのが基本でございますので、その点ご了承いただければと思います。

○委員長（星 喜美男君） 及川委員。

○及川 均委員 今、課長ですと、新しい高台移転等も絡んできているようですけれども、その新しい高台移転で、それが新しく認められれば、旧そのいわゆる区域、それはどういうふうなことになるのかですね。その、かつては旧区域は、その柘沢の新しい信号のところの住宅も入れようとしたところが、区域オーバーになるということであそこは外して、そして下水道には加入せず浄化槽方式になったいきさつがあるわけですね。そうしたとき、今後新たにその新しい高台の方も編入するというようになってきますと、旧その地域との兼ね合いというのはどういうことになるのか、旧地域の中に今後建設する方々も対象になり、そしてまた高台の方々も対象になるのかどうかですね、その辺のところをお聞かせください。

それから、現在その150戸ぐらいの少世帯でやっている、少数世帯でやっているわけですね。その運営費といいますかいわゆるランニングコストといいますか、そういったその料金的にはどういうことになっていくのか、従来の料金でそのままいくのかどうかですね。その辺のところをもう一回。

○委員長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） ただいまのご質問でございますが、創設当時ですか、枳沢のその住宅地の部分、その処理区域内に取り込めないということは、多分その処理場の処理能力をオーバーするというので、当時区域外だったかと思えます。今後またこれもいろいろと検討しなくちゃならないんですけれども、実際のその本当に利用していました市街地、伊里前区域でございますけれども、ほとんどその家がなくなっている状態でございます。そして、町の復興計画でも、その今計画中でございますが、今伊里前のまち、市街区域がどのように変わるか、それによっても変わるかと思うんですけれども、そこに居住、当時の市街地区域にまた市街地ができるかどうか、これからの計画ではつきりするかと思うんですけれども、現在の伊里前浄水場の、とにかく処理能力を超えない範囲内での取り込みとなるかと思うんです。だから、その伊里前の市街地がどのぐらいの、今後これからの復興計画に基づいて家が建つか、それとも水産加工はなるか、それらによっても変わってくるかと思うんですけれども、それらによって今後その復興計画に基づきまして、その現在の処理場の処理能力が十分できるかどうかというのが一番の課題かと思えます。よろしいでしょうか。

○委員長（星 喜美男君） ランニングコストは、所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） 済みません。ちょっと初めてな機会なものですから、私あがりまして。費用的にございましては、現在私の上の方ともちょっと相談、検討しなくてはならないんですけれども、これまでの料金体系で進んでいくつもりしております。以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第10号平成22年度南三陸町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

平成22年度南三陸町水道事業会計決算の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） それでは、平成22年度南三陸町水道事業会計決算の細部説明をいたしたいと思います。

それでは、初めに決算附属書類でございますが、314ページをお開きになってください。

22年度のは314ページになりますが、水道事業報告書、22年度の概況でございますが、いろいろこの安全でおいしい水を供給するため、施設整備図りながら行ってきたことでございますが、3月11日に発生いたしました東日本大震災により施設が甚大な被害を受けまして、町内全戸が断水する事態となりまして、事業経営にも大きな影響を及ぼす結果となりました。

財政状況につきましては、収益的収支におきまして、総収益が3億5,469万5,494円、総費用が4億4,615万3,114円で、当年度欠損金が生じましたが、最終的には8,991万3,830円の未処理欠損金として繰り越しました。欠損金の主な理由といたしましては、震災被害によります資産が流出したことによる特別損益でございます。総収益の主なものは給水収益でございますが、それから、総費用の主なものは特別損失などでございます。

資本的収入では、収入が3,910万650円、支出は2億4,558万3,828円となりまして、差し引き2億1,467万3,178円の不足が生じましたが、損益勘定留保資金などで補てんしているところでございます。

それでは、戻りまして、決算書の304、305ページをお開きください。

収益的収支でございますが、収入の部で事業収益、前年比マイナス7.6%でございます。これは、震災によりまして、1カ月分の3月分の水道料を減免というか、いただかないことのための減でございます。

営業収益マイナス前年比7.4%、営業外収益がマイナス33.9%、これは加入者負担金等の減でございます。

支出でございますが、水道事業費用前年比プラス33.2%、営業費用はほぼ同額でございます。営業外費用マイナス12.2%。これは、企業債利子の償還金の減に伴うものでございます。それから、3項の特別損失でございますが、これは先ほど申しましたが、施設の東日本大震災による資産の喪失等でございます。

次のページ、306、307ページをお開きください。

資本的収支でございますが、収入の部でございますが、水道資本的収入でございますが、前年比マイナス54.5%、この資本的収入のマイナス54.5%というのは、前年に比べて、前年度22年度は企業債を起こしていない部分が、この分マイナスになっております。出資金はプラス23.7%、負担金はプラス、補助金につきましてはプラス65.9%です。

それで、次に支出でございますが、資本的支出でございますが、前年比マイナス16.2%、建設改良費がプラス18.6%、企業債償還金がマイナス42.6%でございます。これは、18年、19年、20年と繰り上げ償還をしているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第11号平成22年度南三陸町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

平成22年度南三陸町病院事業会計決算の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） それでは、病院事業会計の決算についてご報告させていただきます。

決算書の329ページ、330ページをお開きいただきたいと思います。

病院事業の方も、すべての資料等流出してしまして、なかなか決算出すのが難しかったということでございますけれども、預金通帳とかからいろいろと調べていきまして決算を出しております。

それで、収入につきましては病院事業収益で、決算額として13億9,633万2,577円ということでございます。それで、支出、収入額については通帳とかですべてわかるんですけれども、その細部については申しわけございませんけれども資料が全然ないということで、一応裏の、最後の方に説明書とかあるんですけれども、その額についてはある程度その去年の決算額と

この率を掛けまして出している関係がございます。そういう関係でしか出せないような部分もありますので、ご了承の方お願いしたいというふうに思います。それで、収入が13億で、それで支出の方が病院事業費用として、決算額21億8,693万414円ということになってございます。この詳しい内容については損益計算、後ほど説明をいたします。

次ページをお開きいただきたいと思います。331、332ページの方でございます。

これは、4条予算の資本的収支でございまして、これはここでちょっと説明させていただきましますけれども、資本的収入につきましては、決算額1億7,342万356円ということで、企業債を1,050万円ほど起債を起しております。それから、出資金といたしまして、町の方から1億6,292万円の町から出資をいただいております。これは、企業債の元金の償還金、それから基金分ですか、医学生の奨学基金として5,000万円、それから、エアコンとか医療機器購入の起債について町の方から繰り入れしてもらったという金額でございます。

支出の方につきましては、資本的支出の決算額として1億7,341万8,679円として、不用額が2,300円ほど出ていると。この内容については、建設改良費として医療機器、それからエアコン設置しようと思って設計いたしましたけれども、設計しただけで流されてしまったという格好でございますけれども、建設改良費で2,757万165円、企業債償還金が9,584万8,158円、これは、ページ数が345ページの方に詳しい内容載っていますので、後で見ていただきたいというふうに思います。それから、基金積み立てで、先ほど歳入でお話ししましたとおり5,000万円の基金造成を、医学生の就学基金ということで造成したもの、それと、利息がつきまして5,000万356円という内容になっております。

あと、真ん中ほどに繰り越し、前年度繰越分がございまして、エレベーター工事それから照明機器の昨年度の工事の繰越分が1,600万円ほど、この中に含まれてございます。

資本的収支につきましては以上でございます。

それでは、病院の経営内容について、次ページの333ページをお開きいただきたいと思いません。

医業収入につきましては、入院収益、外来収益、その他医業外収益と合わせまして11億3,377万7,710円ということございまして、これにつきましても、1月分まではすべて監査を受けていまして、2月分、3月分については、2月分につきましては請求して、した後に、3月10日までに請求するので、その分国保連合会、それから社保の方から入ってきております。3月分につきましては流されておりますので、その分についてすべてわからないというような状況で、その分の収益につきましては暫定的な対応としまして、前3カ月分の平均額

を請求してくれということで、その関係で11日分ですか、11日分を、3月1日から11日分を、その前3カ月の平均でその日にちを出してということでの請求になっていまして、この辺もないので、そういう請求になっているので、なかなか数字等出てこないようなところもございます。それで、合計で11億3,300万円の医業収益ということになります。

費用につきましても、合計で14億4,700万円ほどになっています。これは、給与費についてはしっかりしているんですけども、材料費とか経費なんかにつきましても、実際にその帳票等全部流されてしまっているということで、1月末までの分についてはわかるんですけども、2月、3月分についてのこの細かい数字については、なかなか出せないということで、その辺は昨年度の率について案分して、その経費とか材料費とか出していますので、その辺は確かなというか、正確な数字ではないという状況にはなります。

それで、医業外収益として2億6,039万2,216円ということで、一般会計の2億5,000万円、一般会計の方から負担金としていただいて、そのほかに補助金として、病院群輪番制の補助金とか、その他医業外収益で230万円ございます。

それから、医業外費用として、一時借入金の利息とか企業債の利息、それから雑支出、雑支出につきましても、これは借り受け消費税と仮払い消費税の差額でございます。ここでは損益計算書、税抜きなので、前ページの税込みの額との差がここに出てきます。それで、消費税と繰り延べ勘定がございまして、医業外費用で2,654万9,000円ということで、経常損失が7,944万9,537円ということになります。この辺につきましても、実際に7,900万円の経常損失になっていますけれども、収入的に3月11日までの収入しか収入入ってきていませんので、その11日以降についてのやつが大分大きな損失になっているというふうになります。

それで、特別損失が7億1,114万8,300円ということでございまして、これは後で説明しますが、それがございまして純損失で7億9,597万837円ですか、ということになりまして、大分大きな純損失を出しております。それで、前年度繰越欠損金が17億円あったんですけども、当年度その7億9,000万円入れまして、25億円の累積欠損金という格好になります。この臨時損失ということで7億1,000万円、これは何かといいますと、ページ内容を344ページの方をちょっとお開きいただきたいと思えます。344ページの下の方に過年度損益修正損ということでここに記載してあります。それで、うちの方すべて病院流されて、形は病院の建物あるんですけども、それももう使えないということで、これもここで除却しています。それで、建物、車、医療機器それから附帯設備ですか、そういうものを全部除却したのが6億9,700万円ほどになります。それから、貯蔵品としてというのは、貯蔵品というのは薬品の棚

卸して残っている分なんですね。残っている分もこれだけ、200万円ほどの薬品が流されていると。それで、不納欠損として1,162万円、これは過年度分それから現年度分、すべて名前とかだれが幾ら残っているかわからないということでございまして、それをそのまま乗せておく分については、いずれは欠損処分しなければいけないだろうということで、今回についてはその分すべて欠損処分ということで1,100万円ほどの欠損をさせていただいております。ということで、この臨時損失の方が大きくなりまして、今回累積欠損が25億円に膨れているというような状況でございます。以上でございます。

○委員長（星 喜美男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。三浦委員。

○三浦清人委員 この震災によって建物あるいは器具、機材、車等々流されまして、大きな損失ということになっております。これは震災でありますから仕方のないことだなど。ただ、この毎年のように2億5,000万円の一般会計からの繰り出しということも、これは紛れもない事実でありまして、その病院の経営というものがなかなか厳しいというのは実態であるということでもあります。それで、この病院、今米山病院の方に入院患者の方お願いしておるわけでありまして、これも5年間ということでもあります。それで、先般のこの仮設の病院の建設も可決になりまして、いよいよ建設に向かって進むのであろうということではありますが、その先般の82号、83号議案の際にもいろいろと質問があったわけです。それで、将来やはりいつまでも米山病院にお願いするわけにもいかないと、5年後にはもうこちらの方に患者さんにも来てもらわなければならないし、今入院されている患者さん、あるいは家族の方々につきましても、一日も早くこちらに連れてきたいという思いもあるのも事実であります。その中で、本病院の建設というお話になったときに、やはりその前に5年以内に建設をしなければならないということで、町長のお話がなされておりました。具体的にどういった場所にどれだけの規模の病院を建てるといいますか、これからいろいろな検討会を開きながら進んでいくかと思うんですが、今の段階でどれぐらいの規模の病院を建設の考えがあるのか。それから、問題が財源なんですが、今回仮設の病院を建設するためには、日本赤十字からの2億9,000万がし、約3億円の補助が来るということでいいんですが、その本体をする際にどういったその補助があるのか、それから、どれだけの金額の規模のものなのか、町の負担が幾らぐらいになるのか、その辺の考え方をお知らせいただきたい。

それから、この3.11で入院患者さんは、職員もそうでありましたけれども、お亡くなりになった方も結構いるわけです。そういった方々のご家族から、町立の病院に入院をされていて亡くなったと、これは病気で亡くなったのであればいいが、震災、津波でもって流されて亡くなったんだと、それに対するその病院を運営している管理者、要するに町長ですね、が、何もさっぱり来ないんだというような話は以前聞かされました。先般6カ月が過ぎて合同慰霊祭を過ぎて、町長は職員の家族の線香を上げに歩いているというようなお話でしたけれども、その病院で亡くなられた患者さんについてはどのような対応をしておるのか、その辺のところお聞かせください。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 場所等につきましては、これから公共施設、どのようにこれから配置するかと、高台移転の関係もございまして、そういった形の中で今後場所については選定をしていきたいというふうに考えておりますし、また、入院病床、これまで、震災前ですね、126床ということで、療養病床が50、一般病床が76ということでやっておりましたが、基本的には人口の減少等を踏まえまして、院長ともいろいろ検討をしておりますが、100を切るぐらいの病床数でいこうかというふうなことで、これはまだ決定ではございませんので、これからいろいろ検討しながら、その辺病床数は決めていきたいというふうに考えてございます。

あと、入院されて残念ながら今回犠牲になられた方々いらっしゃいます。大変本当に心から哀悼の誠をささげたいというふうに思います。いずれにしましても、私、先ほどご指摘ありましたように、町職員の方々、今回っておりまして、まだすべて回り切れていないという状況でございますので、今後はその辺も検討はさせていただきたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 本設の場合のその財源というか建設資金ということでございますけれども、まだはっきりとはしていないんですけれども、今回のその被災によりまして、今までは国の補助というのはなかったんですけれども、今回その修繕について、現存の建物を修理するための補助金はあるんですけれども、この前石巻市立病院がその現存のところで修繕するというので、ちょっと問題というか市民の方からあったんですけれども、その関係で、それを別のところに移しても補助金が出ますよというふうに変ってくるというふう聞いています。それで、現在宮城県の方からも地域医療再生基金というのがあって、実際にそれは去年、おととしの国の補正で、22年度の補正で出ているんですけれども、その関係でも今調査来ていまして、その復興について、病院復興についてどうするんだというこ

とで、その再生基金の状況にも取り入れたいというような格好での話も来ています。ということで、その辺まだすっかりとは、はっきりとは決定はしていないんですけれども、そういう補助制度が出て来る可能性がある。現在まで、今までは病院建設に対する補助制度はなかったんですけれども、起債だけでやっていた。あとは、国保の調整基金の方での補助が若干あるぐらいなもので、その辺についてはこれからちょっと調査しなければいけないんですけれども、国保調整というか、前は国保の方から前の病院は補助を受けて、若干の補助を受けて建っていたということもありまして、国保の方はそういう関係で、調整交付金の関係で建設に対する補助はございます。そういう財源をもとにして建設をしていかざるを得ないのかなと、今のところですね、というふうには考えております。率については、ちょっとまだはっきりとはしていないので、ちょっと財源、例えば幾らくらいというのはちょっとわからないのですが、大体建設費としてとは20億円から30億円の建設資金がかかるのかなと、総額ですね、そういうふうには見込んでおります。以上です。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 その建設問題は、建設する時期と場所それから財源という形になるんですけれども、これからいろいろな検討会を開いてやっていくと、特に高台移転ということになる可能性が強いわけでありまして、100床を切る予定だと、これはこれから検討するでしょうけれどもね。いずれにしても、やる方向で進むということではありますが、問題はその財源なんです。それで、前にも及川委員もいろいろとお話がありました。よその病院ではもう前倒しで、国のうんと支援があるうちにいろいろやった方がいいということで、前倒しで進めている今病院も聞きます、私もね。そのときに、仮設で3億円もらうからいいんだというようなことはどうなのかなという感じはするんですが、いずれにしろ議会で議決になりましたので、その方向で進むんでしょうが、これがまた3億円で建て、5年10年にならないように考えていただきたいというふうに思います。それで、何ですか、その地域医療再生基金、復興についての補助金があるような可能性だね、可能性。ただ、その割合が幾らになるのかまだわからないということですが、これからつくる、建設する予定の病院であれば、医療機器とか何とかとすべて取りそろえていかなければならない状況にある中ですから、20億円やそこらではないと思います。やっぱり30億円を超すのかなと。その際の、できれば全額補助をもらえば一番いいんだけど、手出しが幾らになるのか、それから、その子孫までいろいろと借金を残して、額にもよりますけれども、果たしていかがなものかなということ今心配しているんですけれども、できればもっともっと研究して、国の方から多くの資金が来る

ような調査研究をしていただきたいというふうに思います。その辺の考え方ですね、これしか来ないから仕方ないんじゃないかと、もっともっとやっぱり住民のために、住民の負担を軽減するためにもいろいろな制度なり利用しながら進めていかなければならないことかなと、そんな感じがいたしております。

それから、町立志津川病院で亡くなられた患者さん、やっぱり家族の方々も、病気で亡くなったのであればいたし方ないということになるんですが、何せ津波ですのでね。本当にこういうときに限って明日にも息を引き取る方でも、流されたとなると町の施設で亡くなったんだということになるので、その辺がちょっと難しいところなんですけれども、いずれにしろ町長が行って線香1本立てれば済むことなんです。簡単なこと。行かないから騒ぐのであって、やっぱり一日も早く行った方がいいですよ。聞けば、職員の方々にも今まだ歩き終わっていないという話ですが、あとなんぼぐらい残っているんですか。何か聞くと、来なくていいと断られたところもあるとかと聞かされているんですが、あるんですか、そういうところ、せっかく行ったのに、線香上げなくていいからと玄關払いをしたとか、されたとかという話があるんですが、その原因は何なんですかね、それが事実だとすると。そういうふうになる前にやはり行った方がいいですよ。

それから、その建物幾らか残っているんですよ。なかなか片づけ方も遅い。本当にいつかなと思って見ているんですがね。それで、どうなんですかね、撤去する、解体する予定でいるんですか。その辺さっぱり議会にもかかってこないから、いつどういうふうになるんですかね。あそこ通るたびに、やっぱり家族の方々も嫌な思いするんですよ。ネオンがぱちぱち、ちかちかと、そういった建物じゃないものですからね。その辺どういうふうを考えているのかお聞かせください。

○委員長（星 喜美男君） お諮りをいたします。

間もなく4時を報ぜんとしております。議事の関係上、時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、時間延長することといたします。

病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 確かに、議員のおっしゃるとおり、財源ですね、やっぱりある程度そういういろいろな制度を活用して、できるだけ持ち出しが少ないような考え

方をしていきたいなというふうに思います。いろいろな制度を調べて、使えるものがあればそういう格好での使い方をしていきたいというふうに思っております。

それから、旧病院の撤去の関係なんですけれども、撤去費についても実は今のところ補助制度もないという、公的な内容については私も聞いていないんですけれども、それを今後どういうふうにするかというのは、まだはっきりとは、撤去はしたいなというふうには思っているんですけれども、その撤去の費用とかの関係もございまして、その辺のこれから相談しながら撤去に向けていかなければいけないのかなというふうには考えていますけれども、実際にその日程等についてはまだはっきりとはしていない状況でございまして、申しわけございませんけれども。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 亡くなった職員の家族への弔問でございましてけれども、昨日まで16名お邪魔させていただいています。まだまだ人数おられるわけでございますけれども、これからそういった、家族の都合を聞きながらお邪魔しておりますので、できるだけ早く全家庭訪問するようにしたいというふうに考えてございます。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 解体費用の補助と申しますか、そういうのがないというような話なんですけれども、一般家庭の解体とか何かと違って公共施設だからないのか、あるいは病院だからないのかということになるんですが、これは初めて聞きましたね。そうしますと、財源がないから難しいというようなことになるんですかね、その辺どういうふうなことになっているのか。事務長、何だよ、ここにいたって今事務長の仕事いっぱいあるだろうけれども、厚生省なりどこさあたりか行って、何とかならないのかということをやっと調べていただければいいことで、ここも忙しいだろうけれども、行って、その補助の問題とかいろいろな問題あるだろうから、行って調べてきたらいかがですか。お願いしてくるんです、そして。ここにいたって一銭にもなりませんよ。よく、頭が動かないとけつも動かないというような言葉があるけれども、悪いことは見習わなくていいんだから、頭の、いいことは見習うべしね。頭も動かないけつも動かないで、何だひとつもストップしている、町が。これではさっぱり進歩も発展もありませんよ。東京に行って、国会あるいは国の省庁に行って、病院を建設するには何かいい予算ありませんか、解体するにはいい予算がありませんか、頼みます、お願いいたしますと、やられました、やられました、こういうふうにはいなくては財源なんかどこからも来ないんだ、これではね。どうですか。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 病院だけでなく、公営住宅あるいは役場もそうなんですけれども、公共施設の解体の関係でございますが、その場に原形復旧するということで解体する場合は、災害復旧費で見られるんですが、ただ解体という場合には、これまで制度がございましたが、いろいろな各地方団体の要望もございまして、3次補正で公共施設の解体費はみられるというような情報を得ておりますので、間もなく3次補正の内容が出てくると思いますので、その内容を見て公共施設の解体にはさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 そうしますと、3次補正がまもなく確定になるので、そのただ公共施設の解体等につきましては議会の何が必要でしょうか、急いでやっぱりやるべきではないですかね。ここ、病院だけではなくいろいろあるでしょうからね。そのときも、その防災庁舎も含まれているんでしょう、解体の方にね。ぜひそういう手をつけてやってください。終わります。

○委員長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 公共施設を解体する場合に議会の議決が必要ということではなくて、行政財産から普通財産にするという場合に必要でございますので、あとは普通財産にすれば、解体するか、あるいは解体しなくても、それはまた町長の権限でございますので、ですから、病院も役場も普通財産にするときには議会のそういった議決が必要になると、いわゆる簡単にいえば、条例の廃止でございますね、廃止条例を出した段階で、その行政財産から普通財産になるということでございますので。

○委員長（星 喜美男君） 三浦委員。

○三浦清人委員 どっちにしたって、議会の議決もらわなければならないから、早くやれということを行っているんです。その理屈聞きたくてやっているんじゃないのね。そんなのはわかっているの、そんなことは。

○委員長（星 喜美男君） ほかに。鈴木委員。

○鈴木春光委員 前者の質問に尽きるわけなんですけれども、私も二、三質問をしてみたいと思います。

まずもって、病院で亡くなられた方、七十何名かあったというふうに聞いております。さらに、病院とは関係ないかもしれないけれども、デイサービスでも40名なにかという犠牲者、そして防災庁舎30名なにかと、非常にそういう町の防災に対する指示の発令するところとか、あるいは安心して病気がり健康回復に休まれる病院、あるいはそういうところを、今回の震

災でありますからやむを得なかったというその心情はまことにわかるんですけども、まずもってその管理責任あるいはこの訓練ですよ、あるいはその判断によって人を救う場合もあります。病院の前の高野会館で、震災当日300名からの、いや、500名近い人たちが、老人クラブの演芸会であったと、その閉会やさきに地震あるいは津波に襲われたと、しかも、そのときに高野会館の管理者あるいは職員がそれを救ったと言ってもいいと思うんですけども、そういう状態にあったということで、その判断力が、やはり今回の震災で世論の声としての的確であったというふうな話も聞いております。それにもかかわらず、病院の入院している人がもしあの地震をキャッチして4階なり屋上なりに避難させることができたなら、もう少し犠牲者が出なかったのかなというふうな思いでいるわけでございます。身内がいるからでなくして、やはりその犠牲になられた家族を思うときに、そういうふうな思いがいたします。その病院の避難訓練と申しますか、そういう災害に対する訓練がやはりもう少し考えておかなければならなかったことではないかなというふうに思いますが、このことについて、管理者の町長、なにかにトップでありますから、大変なその心情もわかるんですけども、どうなんですか、その辺の訓練の徹底さ、あるいは避難誘導させるときに職員の行動態勢、その辺をまずもってお聞きいたしたいと思えます。

○委員長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 病院のその、確かに病院で亡くなった方、患者さん、63名の患者さんが流出もしくは死亡、それから、上に上げたんですけども、7名の患者さんが5階の方で低体温とかで亡くなっていると、計70名の患者さんが病院で亡くなっているという状況でございます。本当にまことによって申しわけないというふうに思えます。それで、鈴木委員の今の質問にお答えしたいんですけども、訓練の方は、確かに十分だったのかと言われれば、その現在の津波に対する時間、地震になってから津波が来るまでの時間とか、その間にどれだけ避難できたのかなというものについての訓練等はしていなかったというのは確かです。その避難訓練については、地震、津波訓練もやっていますし、火災訓練も実際に行っております。避難誘導、当日について言いますと、1階の方をすべてあけなければ行けないということで、1階の患者さん、それから避難してくる人の誘導を最優先にしているということでございまして、確かに1階に避難してくる人、つまり車いすで避難してくる人も1階にいます。そういう人も5階まで、上に上げなければいけない。車いすでエレベーターを使わないで、じゃあどれだけの人数を上げられるんだということでございますけれども、車いすを上まで階段を上げていくには危険が伴うので、6人とかの人数で上げなければ

ばいけないというような、それで、患者さんも歩ける患者さんだけがいればいいんですけども、寝たきりの患者さんが多くて、上に上げるまでにどうしても6人とかの人数で上に上げなければいけないということで、そこまで全員を助け出すというところまではいかなかったということは、本当におおび申し上げたいというふうに思います。そういうことで、一応その地震が来て30分ということで津波来ていますけれども、一番最初に行ったのが1階、2階からその患者さんを誘導して上に上げるということに重点を置いていたということでしたので、上の方に3階、4階については大分遅くなってしまったということは否めないというふうに思います。そういうことで、患者さんの方について、やっぱり上にすべて上げることができなかつたと、反省点はございます。そういうことで、大変大きな被害ということでございます。その辺はご容赦願いたいというふうに思います。以上です。

○委員長（星 喜美男君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 町長さんにもお願いしたつもりだったんだけど。管理者としてどういうふうにお考えですかと、心情はわかるんだけどということまで含めてお願いしたはずなんですけど、委員長、町長からも一言お願いします。

○委員長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大変、70名という方々が犠牲になられた、あるいは行方不明ということでごさいます、大変つらい思いだというふうに率直に感じてございます。今、事務長お話ししましたように、健常な方々あるいは歩ける方々でしたらば、そのまま5階の方へと誘導も可能だったというふうに思いますが、今お話ありましたように、寝たきりの方々たくさんいらっしゃる、入院なさっています。そういった方々を限られた職員の中でどこまで助けられたかということになりますと、残念ながら今回のような結果になってしまった。職員の皆さんも、自分たちの危険を顧みずに一生懸命避難誘導には当たったということは、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 まず、地震、2時46分ですか、それから約、私も行った来たして30分あるいは津波襲来までは30分から40分ぐらいあったのかなというふうな気持ちもするわけなんですけれども、その間に、今のお話ですと大変な努力をされたということでございますけれども、救うことができなかつたということで、非常に残念に思います。

今回は、仮設の病院をつくるということで、病院の幹部と話を聞きながら、まず82号だったですかね、決定されたんですけども、そういう中であっても、このことについても聞いた

いと思いますけれども、まず、亡くなってしまった、どう嘆いても亡くなった人は帰ってこないわけで、ただ、やっぱり公立の病院であればというようなことで、病院もあのような形で残っているし、骨組みはね。その中で、ちょっと亡くなられた人たちのことについて思うんですけれども、例えばこれは生きていた人の務めかなというようなことの一つの中で、病院にも祭壇といいますか、花を手向け線香を手向ける場所もあるわけなんですけれども、例えば防災庁舎で亡くなった職員の方々あるいは消防署の方々、りっぱにその祭壇、机等々を用意し花を手向けられ、そしてその町民の方々、あるいは家族の方々が往来しながら行っている。きのうも防災庁舎には、2台ものバスでおいてみんなで合掌をしていた。私たちも、所管調査の中で、必ずそうしたところへ行って、線香、花を添えて、合掌して調査をした経緯もございます。そういう、結局生き残った人の務めも、やはり事務長やっていただきたいなど、それは、なかなか家を回ることができなくても、その霊に対してそういう、見えなくても食べなくても供えてやりたいという、そういう気持ちはやはり宗教の中では教え込まれてきていると思うので、そういうことも大切だと。なぜこういうことを言いますかということ、ちょっと病院の場合には格差が貧弱だと、つまり、格差が出ているというようなことなんです。そういうその花を手向け物を供えるその祭壇が、防災庁舎の職員の霊と消防署の霊と、これは魂ですよ、霊というのは。そういう霊というのでなくね。そういうような気持ちが私はずっと二度、三度歩いてみて、行って見て感じ取ったので、このこともやはり患者さんの家に回らな……これは遺族の声としてもありましたから、ここで言うわけなんだけれどもね。行きかねたけれども、その霊にこういうみんなで何しているという姿は必要かなという思いです。

それから、仮設の庁舎で財源がないということで、本庁舎の分が相当日数的にかかるだろうと、いつどこに建てるかわからないというようなことだから、仮設庁舎は末代になるだろうということで、私たち話したんですけれども、そういうことからすれば、分離の原則で環境をやっぱり病気を治す、健康回復、あるいはその見舞い等々の駐車場所とか、そういったようなことが必要だろうということでやったんですけども、決められてしまったからということで、これはしょうがないことだろうと思いますけれども、反省点があるかと思いますが。議会にも責任があるようにも思います。そのことが一つでございますけれども、ぜひその、先ほど担当が言われた地域医療再生事業等々を大いに活用して、早急にこの辺も検討される、建設に向けて検討される課題だろうと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。その辺、いま一度では答弁をいただくことにして、あとは終わりたいと思います。

○委員長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 病院の方にその祭壇を飾って壺を吊ったらという話だと思いますけれども、ある程度病院の方、強度の、震災になってから地震対応に対するどれくらい強いのかというのを調べていませんので、そういう関係もございまして、あそこにはできるだけ職員にも立ち入らないようにというような話もしております。そういうこともありまして、あそこに、私もその70名、職員とかあといますので、その壺も吊りたいというふうな気持ちはございます。ただ、それを公的な機関があそこに設置するという内容にはまだできないのかなというふうに考えていました。確かに、亡くなった方があそこにいろいろな物を持っていて、祭壇というか花を手向けたり線香を上げているというのは、私も重々知っております。そういう格好で、できればそういうのが判断できれば、そういうふうにはしたいなというふうには思います。それで、あと最終的にそういう撤去のことが見えて来たら、そういうきちんとしたものも考えていかざるを得ないのかなというふうに考えております。現在のところそういう格好で、まだあそのところに公的にそういうふうに祭壇を設置することにはいかないのかなというふうに今のところ、院長なんかとも、ちょっと中に入って、それじゃあけがして、地震が来て崩れてとかということを考えますと、そういう危険性もあるのかなというふうに考えていましたので、その辺はご容赦、ご理解の方をお願いしたいというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 鈴木委員。

○鈴木春光委員 局長ね、中にそんなに吟味した祭壇をつくるというのでなくして、例えば防災庁舎のような、あるいは消防署のような、外でもいいと思うんですよ、中に入れなかったら。もちろん、そんなに中までつくる必要性はないんだけど、あの同じ程度の、つまり、防災庁舎では30人ががしだけれども、70人も、倍も死んでいるんですよ。そういう壺に対して礼を尽くしてはいかがですかということなんですよ。尽くすべきだろうと。やっぱり、花を持っていても、地べたに即置くと、ささげるということでなくして、やはりその壇があれば、壇といたって、この机を例えば一つ持って行って、そこへ置いていただければ、十分その礼が尽くされるんじゃないかということ、私は病院としてもやるべきではないのかなと。

それから、終わろうとしたんだけど、院長先生も米山に行きっぱなしで、こっちの方を本当に考えているのかどうかと思いつつ、こういう話もついつい思い出されてならないんだけど、院長先生はやっぱりあっちは行ききりなんじゃないかな。あっちはというの

は米山にです。米山の人になってしまったんじゃないかね。そういうことでなく、やはり行ったり来たりして、町の病院の様子も見ていただかないと、やはり町長管理者といたって、現場に立っての管理者は院長ですから、そういうようなことも、やっぱり事務長からもお願いしていただければなというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） その病院の祭壇の関係ですけれども、そういうもので、机一つという内容でということであれば、ただ、考えてみたいなというふうには思いますけれども、ただ、ああいう状況、今まだ中のものが出ている状況で、何か大変な状況もございまして、その辺のところの見きわめをしながら設置とかそういうのを考えてみたいというふうに思います。

それから、院長でございますけれども、先生方、向こうにだけ行っている先生というのはいません。こっち側の診療所と、先生方行ったり来たりすべてしています。それで、行ったり来たり時間もとられますし、両方の当直もしています。そういうことで大変な、ドクターたちも大変な、両方を運営しなければいけないということで、大変疲労感もあるのかなというふうには私は考えております。院長もきょうこちらに来て、午後まで診察して、それから向こうに帰ってという内容のスケジュールで毎回やっていますので、その辺はご理解をお願いしたいというふうに思います。

○委員長（星 喜美男君） お諮りをいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明7日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会とすることとし、明7日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

午後4時28分 延会